



都市デザイン川崎
2011

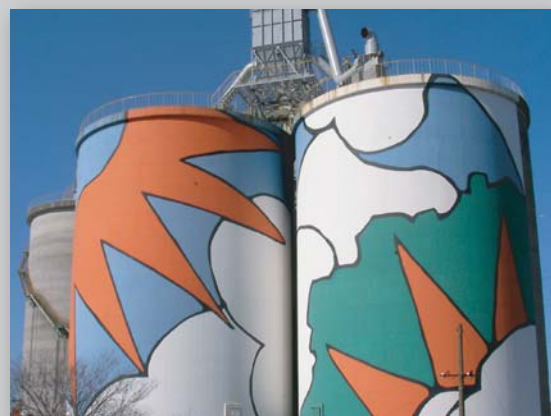


KAWASAKI CITY

川崎市

まちづくり局 計画部 景観・まちづくり支援課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
TEL : 044-200-2707 FAX : 044-200-0984
E-mail : 50keikan@city.kawasaki.jp

URBAN DESIGN OF KAWASAKI



序章 はじめに	
I) 魅力ある川崎らしさの確立に向けて	3
第1章 川崎市の景観形成推進施策	
I) 川崎市の景観形成施策の経緯	4
II) 都市景観推進施策の展開	6
第2章 都市拠点の顔づくり	
I) 川崎駅周辺	8
II) 新百合ヶ丘駅周辺	12
III) 武蔵小杉駅周辺	14
IV) 新川崎駅周辺	16
第3章 市民発意の景観形成	
I) 新百合山手地区	18
II) 大山街道地区	20
III) プレーメン通り地区	22
IV) たちばな通り地区	23
V) その他の地区	24
第4章 その他の施策	
I) 多摩川景観形成ガイドライン	25
II) 街なみ誘導助成制度	25
III) 臨海部における取組み	26
IV) 都市景観形成協力者表彰	28
V) 色彩デザイン提案	29
VI) 個別物件のデザイン調整	30
VII) デザインワークショップ	32
年表	34

序章 はじめに

I) 魅力ある川崎らしさの確立に向けて

1 都市の魅力

水や緑などの心が安らぐ空間、洗練された都市的な街並み、歴史を感じさせる古い家屋のたたずまい、人々の活気が溢れる商店街の賑わいなどは、人の心に潤いを与えてくれます。しかし、こうした街の景観は、うわべだけで作れるものではなく、そこで生活し、働く人々の活動が表出しているものです。もし、人々が目先の利便性や安易な欲求を満たすためだけに行動したら、街並みも醜く、雑然としたものになっていくでしょう。



2 魅力ある川崎らしさの発見と創造

街には機能性や利便性に加えて、潤いやゆとりが必要です。街に魅力が無くなれば人も産業も流出し、やがては都市自体の機能が低下していきます。川崎の街も、戦後の急速な都市化によって自然発生的に形成された既成市街地の中では、大事に守るべき街の資源が見つかりにくく、新たな建設や建て替えも雑然とした街の雰囲気、延長上で行われがちです。魅力ある川崎らしさを確立するためには、質の高い都市空間を誘導し、新たな文化を創り出せるようまちづくりを進めていくことや、埋もれた歴史などの街の資源を再発見し、これらを活かすことなどが重要です。



3 都市デザインとは？

都市デザインの基本目標は、都市の魅力を高めることです。そのためには「街の回遊性を高め、楽しみながら歩ける空間をつくる」「人が集まってくるような居心地の良い空間をつくる」「水や緑を活かした安らぎのある空間をつくる」「洗練された雰囲気のある質の高い街並みをつくる」「地域の歴史や文化を活かし、街の個性を高める」といった視点から様々な事業を調整することが必要です。

4 川崎市の都市デザイン施策のはじまり

川崎市の都市デザイン施策は1980年代の川崎市都心アーバンデザイン事業からスタートしました。この事業の最大の特徴は、公共事業を先行させることによって短期間のうちに目標とする街並みのイメージを具体化したことです。その効果が次々と民間事業にも波及したため、10年弱のうちに川崎の都市イメージを一新するような街並みが形成されました。

5 川崎市都市景観条例の制定と施策展開

1980年代の川崎市都心アーバンデザイン事業は、都市デザインの取り組みとして、一定の成果を出しました。しかし、バブル崩壊によって民間再開発が下火になり、行政の財政も緊縮状態に向かうと、事業とセットになったアーバンデザインの手法にも限界が見えてきました。

こういった状況の中で、都市景観行政を市の施策として正式に位置づけ、継続的、組織的な取り組みを行うとともに、法令に基づく民間建築物の届出制度や地域的な景観形成などの新しいしくみを担保するために1994（平成6）年度に「川崎市都市景観条例」が制定されました。

条例の特徴としては、新たな街なみを創造することや、歴史・文化などの地域資源を発見し、街なみの中に活かしたりすることを目指している点や、市と市民が一体となって地域の街並みを創っていくための施策に重点が置かれている点などがあります。特に、地域の関係住民の発意によって組織された景観形成協議会が市と協議しながら地区の景観形成方針・基準の案を策定するシステムは、本市における市民参加の手続きを設けた条例の先駆けとなりました。

6 川崎市景観計画の策定と新たな施策展開

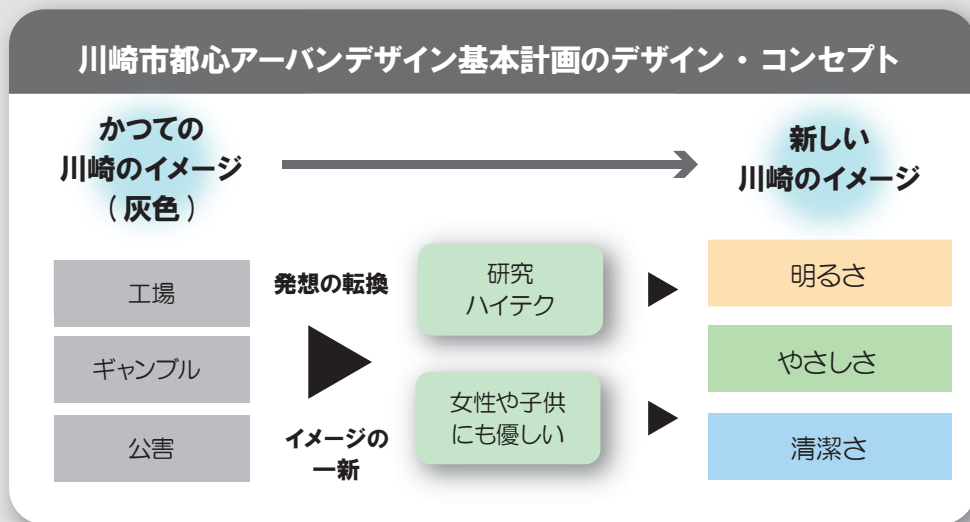
2004（平成16）年度に景観法が制定されたため、2007（平成19）年度に川崎市景観計画を策定し、これまでの自主条例によるデザイン誘導を、法に基づく施策と条例による施策に分けて、都市拠点の都市デザイン誘導や、市民主体の景観づくりなどに取り組んでいます。



I) 川崎市の景観形成施策の経緯

1 第1期
アーバンデザイン事業による都市イメージの転換

川崎市の都市デザイン行政は、1981（昭和56）年度に策定された「川崎市都心アーバンデザイン基本計画」に基づく川崎駅周辺地区の取り組みからスタートしました。この取り組みは、条例や要綱による規制型ではなく、公共事業を先行整備することで、その効果を民間事業へ波及させようとするもので、10年弱のうちに川崎市の都市イメージを一新するような街なみが形成されました。

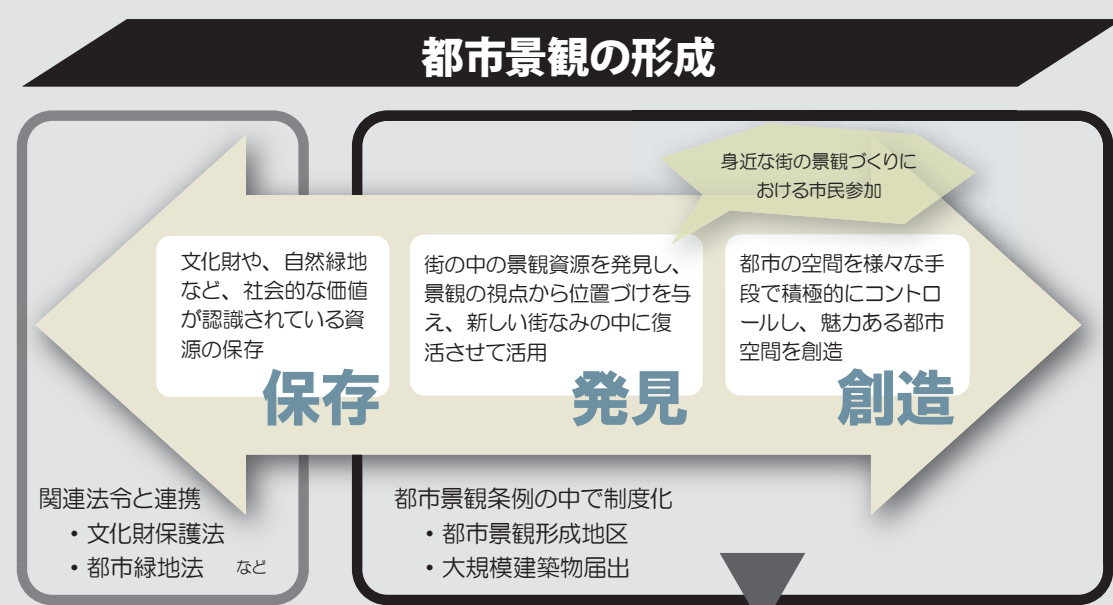


- 初動期** 川崎市都心アーバンデザイン基本計画を策定し、「明るさ、優しさ、清潔さ」をデザイン・コンセプトとし、公共が民間事業を誘導するため、自らが先導的に事業を推進しました。
- 展開期** 川崎駅東口周辺を中心に大規模な民間再開発が次々に展開し、新しい川崎市のイメージへと街の変貌が始まりました。
- 成熟期** 民間事業が進むにつれ、共通のデザイン・モチーフが周辺に波及し、10年弱のうちに、川崎市のイメージを一新するような街なみが形成されました。

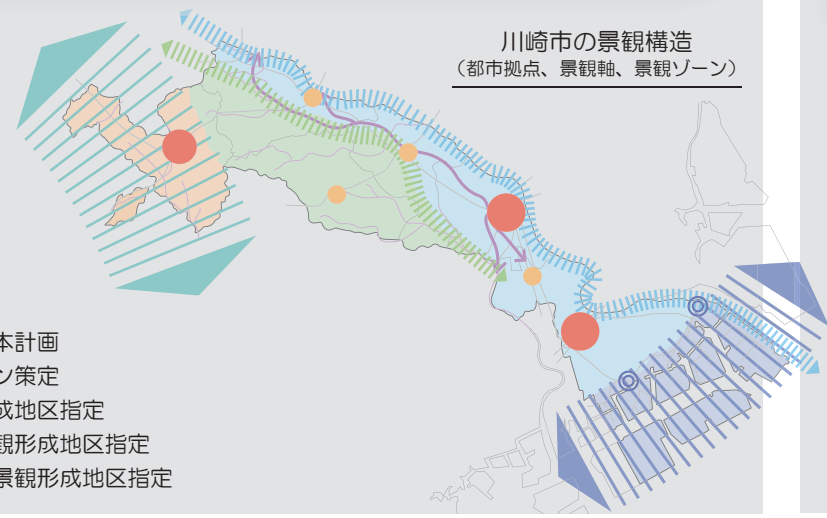
- 1980 新百合丘駅周辺地区上物建設マスタープラン
- 1981 川崎市都心アーバンデザイン基本計画
- 1984 新百合丘駅周辺地区第二次上物建設マスタープラン

2 第2期
都市景観条例による景観誘導

都市景観行政を市の施策として位置づけ、継続的に取組むとともに、民間建築物の届出や地域的な景観形成などを制度化するために、1994（平成6）年度に川崎市都市景観条例を制定しました。
都市景観条例では、都市景観の形成という概念を「保存」、「発見」、「創造」の3つの分野で整理し、このうち、主に「発見」と「創造」に主眼をおいた仕組みを定めています。
条例制定後は、都市拠点における面的整備事業と併せた都市デザイン、市民主体の身近な景観づくり、臨海部の工場景観の演出などの施策に取り組みました。



- 魅力ある川崎らしさの発見と創造
【条例制定後に取り組んだ3つのアクション】
- ① 都市拠点における面的整備事業と併せた都市デザイン
 - ② 市民主体の身近な景観づくり
 - ③ 臨海部の工場景観の演出



- 1994 川崎市都市景観条例
- 1995 川崎市都市景観形成基本計画
- 1996 臨海部色彩ガイドライン策定
- 1997 たちばな通都市景観形成地区指定
- 1998 新百合丘駅周辺都市景観形成地区指定
- 1999 川崎駅西口大宮町都市景観形成地区指定

3 第3期
法と条例の2層によるデザイン誘導

2004（平成16）年度に景観法が制定されたことを受け、川崎市も2007（平成19）年度に川崎市景観計画の策定と都市景観条例の改定を行い、都市デザイン施策を景観法に基づく施策と条例に基づく施策に整理するとともに、街なみ誘導助成制度の創設など、更なる展開を図っています。

- 法令に基づく都市デザインの推進
- 景観計画に基づく施策
景観計画区域の行為の制限
景観計画特定地区
 - 地区計画区域における形態意匠制限
 - 都市景観条例に基づく施策
都市景観形成地区

- 効果的展開
拠点整備型と市民主体型に分けて景観誘導施策を使い分け
- | 拠点整備型 | 市民主体型 |
|---|---|
| 法 景観計画特定地区
● 街としてのアイデンティティを醸し出すテーマ設定とデザイン基準
● 事業の初動期から都市デザインの方向性を明確にし、事業を誘導
川崎駅西口、新百合丘、武蔵小杉、新川崎 | 条例 都市景観形成地区
● 地区の代表者による景観形成協議会を認定
● 景観形成協議会が主体となり関係住民の意見を集約
● 市と景観形成協議会で方針・基準を策定し、建築物の建替えなどと併せて街なみを形成
たちばな通、大山街道、新百合丘山手、プレーメン通り、中原街道 |

- 2004 大山街道都市景観形成地区指定
- 2005 武蔵小杉周辺都市景観形成地区指定
- 2005 新百合山手都市景観形成地区指定
- 2006 新川崎都市景観形成地区指定
- 2007 川崎市都市景観条例改正
- 2007 川崎市景観計画策定
- 2007 多摩川景観形成ガイドライン策定
- 2008 地区計画形態意匠条例制定
- 2008 プレーメン通り都市景観形成地区指定
- 2009 街なみ誘導助成制度創設
- 2010 中原街道都市景観形成地区指定

(年号：年度単位)

Ⅲ) 臨海部における取組み

1 臨海部における取組み

臨海部の工場地帯は、かつては危険・暗い・汚いといった公害から来る灰色のイメージがあり、一般の人はなかなか立ち入らないこともあり、あまり注目されることがありませんでした。しかし、工場の複雑な配管や巨大なタンクがいくつも連なるダイナミックな景観は、「工業都市・川崎」を表す、特徴的な景観と言えます。

このためアートの様な様々な造形美を見いだすことのできる工場そのものを眺望、認識する機会を増やすために、川崎市では、工場らしい特徴のある構造物を再認識するための色彩デザインや、眺望点における視点場としての場所性を高めるための仕掛けづくりなどに取り組んできました。

臨海部の魅力的な眺望点を考えた時に、一般的には、海の方に視線が向くことが多いですが、川崎市の臨海部の景観施策においては、あえて工場に視点を向け、その造形美を引き立たせるような仕掛けを検討したことに特徴があります。

2 千鳥町周辺地区沿道修景プラン

臨海部は、主に、千鳥町・浮島町の工場が建ち並び、生産機能が強い地域と、東扇島等の緑地と企業の物流倉庫が集まる商業・レクリエーション機能を持った地域の二つに分けられます。後者は、川崎駅から東扇島に至る川崎駅東扇島線に位置し、海へのゲートとなる千鳥橋付近は、臨海部に向かう多くの人々を通る、とても目に付きやすい場所です。この沿道をモデル地区とし、工場と運河に囲まれた地域特性を活かした景観整備に取り組むこととし、市民が親しめる空間となるよう、1994（平成6）年度に「千鳥町周辺地区沿道修景プラン」を策定しました。



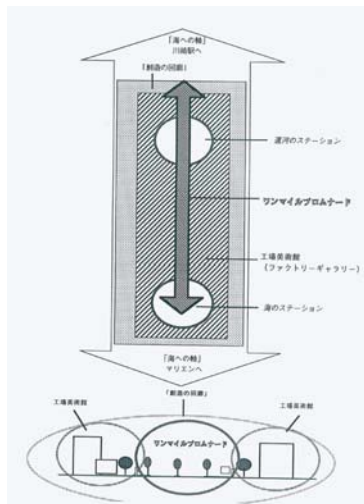
千鳥橋周辺の景観デザイン

修景プランの概要

千鳥町周辺地区は、市街地側から臨海部に向かうにつれて徐々に工場群が姿を現し、特に千鳥橋から運河沿いに広がる工場群の様子は、異世界へ足を踏み入れるような独特の雰囲気を持っています。アートの様な様々な造形美を見いだすことのできる工場施設群とそれを鑑賞するための視点場としての沿道の歩行空間を美術館におけるアート作品とプロムナードの関係に置き換え、道路空間を工場施設群を見るプロムナード（遊歩道）として見立

て、以下のように整備の全体方針を定めました。

- 美術館の作品と見立てた工場施設群について、アートなグラフィックデザインを施す。
- 工場で実際に使われてきた部品などを活用し、ワンマイルプロムナードの魅力を強化する。
- 運河沿いの緑地を視点場として整備する。



修景プランのテーマ

これらの整備方針のもと、公共緑地や千鳥橋、建物壁面などについて整備計画案が立てられました。緑地の整備など、一部実現されなかったものもありますが、整備された道路の舗装デザイン、ポラード等は、現在も千鳥橋を印象的な工場空間として演出しています。



工場が使われてきた部品等を組み合わせたポラード



- デザインコンペ実施地区
- 事業所単位の計画に基づく景観デザイン
- 単体のグラフィックデザイン（公共）
- 単体のグラフィックデザイン（民間）

3 臨海部デザインコンペ

東扇島の公園などを訪れる市民や、臨海部などの工場で働く人が通る重要なポイントとなる施設にアートの様なグラフィックデザインを施すことで、インパクトを与え、様々な人に振り向いてもらえるきっかけとなるように、



第一回作品（ソラ）

第二回作品

1994（平成6）年度に第一回臨海部デザインコンペが行われました。臨海部デザインコンペが実施された場所は、「千鳥町周辺沿道地区修景プラン」に位置づけられている、千鳥橋周辺で、扇島側から運河を渡ると、運河の両側にある二つの構造物がゲートのように見え、インパクトが大きいので、これらを対象として実施しました。

第1回目のデザインコンペは、市政70周年事業の一環として実施されました。デザインを公募し、多数の応募の中、学生が提案した迫力のあるデザインが選考され、コンペと併せて事業の一環として塗装工事が行われた結果、千鳥橋にスーパーグラフィカルなセメントサイロ「ソラ」が誕生しました。翌年には、「ソラ」と道路を挟んだ向かい側の倉庫を対象として、第2回デザインコンペが行われました。第1回と異なり、倉庫を持つ企業と交渉し、塗り替えの時期に合わせて、企業の費用負担により塗装を行っていただきました。

また2007（平成19）年度には市の経済部局において、「川崎市千鳥（ちどり）・夜光（やこう）地区における火力発電所の蒸気を連携各社で利用する省エネルギー事業」と連動して、これらの配管を対象としたデザインコンペが行われました。



コンペによる配管デザイン

4 臨海部色彩ガイドライン

企業が主体となった工場施設等の色彩デザインによって臨海部のイメージアップを行うために、1996（平成8）年度から臨海部色彩ガイドラインによる協議制度を開始しました。臨海部の工場施設等では、一定の周期で塗り替えを行うスチールの構造物が大半を占めています。このため、色彩ガイドラインに基づいて企業と市が協議を行い、あらかじめ事業所ごとの色彩計画を作成することによって、施設の塗り替え時に、徐々に景観の形成が進んでいくシステムになっています。

このガイドラインは、一律の基準に沿わせるというよりも、基本となる色は事業者が選択した上で、事業所ごとの色彩計画を作り、色調を統一させる仕組みになっており、施工者側の自由度が高い制度です。ガイドラインの中では、次の3つの方針を定めています。

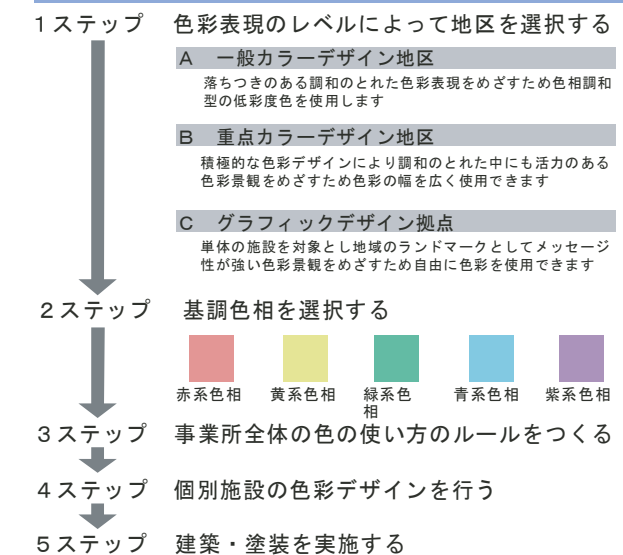
- 自主性の尊重
- 自由度の高い色相選択
- 快適な色彩環境の創造



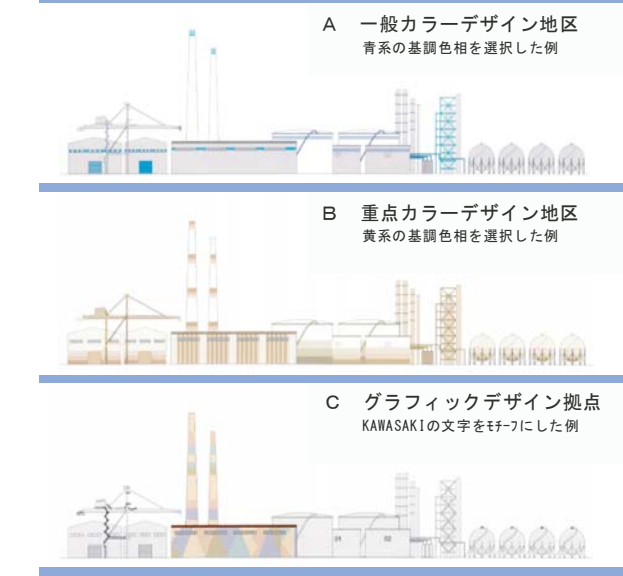
ガイドライン適用例

また、企業が自ら色彩計画を立てることが難しいといった場合には、ゾーン別のテーマカラーの提示や、市が色彩デザインを提案するための支援制度も用意しています。

色彩デザインの流れ



色彩表現のレベルに応じた3つの地区の参考例



A 一般カラーデザイン地区
青系の基調色相を選択した例

B 重点カラーデザイン地区
黄系の基調色相を選択した例

C グラフィックデザイン拠点
KAWASAKIの文字をモチーフにした例

V) その他の地区

1 中原街道

中原街道は、江戸時代に徳川将軍が休憩するための「御殿」や、二ヶ領用水の工事の際の指揮監督をする場所としての「陣屋」が設けられるなど、古くからの歴史がある旧街道ですが、現存している歴史的資源は少なくなっています。一方で、中原街道は、都市計画道路・丸子中山茅ヶ崎線の整備が予定されていることから、今後、周辺の建築物の建て替えなどが行われることが想定され、沿道の歴史性を活かしながら、個性を活かした新たな景観を作り上げていく好期にあるとも言えます。

そこで、2009（平成 21）年度に、地元有志によって、街道の歴史性を活かした沿道景観の形成を目指して活動する「中原街道沿道街なみ検討会」が立ち上げられ、景観づくりに係る勉強会や沿道権利者への説明会の開催等を経て、2010（平成 22）年度に都市景観形成地区に指定されるなど、検討を進めています。



中原街道の街並み



かわら版（街づくり通信）

2 二ヶ領用水宿河原堀

江戸時代に農業用水として造られ、現在は農業用水や都市環境用水としても利用されている二ヶ領用水や桜並木などの資源がある二ヶ領用水宿河原堀地区では、2006（平成 18）年度、桜並木の老齢化やゴミの散乱などの問題を解決し、将来に渡って宿河原堀の素晴らしい景観を維持保全していくため、宿河原町会や桜保存会、PTAなど、地元有志メンバーを中心に「二ヶ領用水宿河原堀を愛する会」が設立されました。2007（平成 19）年度には「二ヶ領用水宿河原堀を中心としたまちづくり将来構想」が策定され、現在、宿河原堀の清掃活動や花植活動、広報活動等が行われています。

また、2010（平成 22）年度には「川崎市地区まちづくり育成条例」を活用し、宿河原堀における景観を守るためのまちなみルール等を作成することを目的に、宿河原堀沿川住民により「二ヶ領用水宿河原堀まちづくり協議会」が設立されました。地区住民同士がお互いにルール等を遵守することで、宿河原堀の景観を守っていくことを目指し、現在、建物等に関する景観まちなみルールづくり等を進めています。



二ヶ領用水の様子

3 川崎大師

平安時代の1128（大治 3）年に建設され、江戸時代には厄除け信仰の対象として繁盛した川崎大師の周辺地区では、2004（平成 16）年頃から地元有志の方々により川崎大師地区の景観について検討が行われてきました。

その中で、具体的に取り組む意向のある表参道・仲見世地区について、2009（平成 21）年度に表参道商業協同組合理事を中心に「川崎大師表参道景観形成地区準備会」が発足され、都市景観条例を活用して、川崎大師の歴史を活かした建物のルールづくりを検討しています。



仲見世の街並み

4 梶が谷駅前

田園都市線の梶が谷駅周辺地区では、2003（平成 15）年度の梶が谷駅隣接のマンション開発を契機にまちづくりの気運が高まり、テーマ別にまちづくり活動が行なわれています。2009（平成 21）年度には梶が谷駅周辺の商店街を中心とした景観形成のルールづくりを検討することを目的とした「梶が谷駅周辺のまちなみを考える会」を設立、現在、商業者などで構成された商業者部会にて景観形成ルールを中心に地域の活性化を目指したまちづくりを検討しています。



会場の様子

5 東海道川崎宿

東海道川崎宿の歴史を活かした地域活性化を、地域の住民を主体とした生活市民、及び企業市民相互の話し合いと、行政とのパートナーシップによって推進するために、2002（平成 14）年度、東海道川崎宿の活用を検討する市民組織が立ち上がり、今日までに様々なまちづくり活動を行ってきています。

2005（平成 17）年度には「東海道川崎宿まちなみまちづくりガイドライン」が作成され、地域性のある歴史や文化などを活かしたまちなみづくりの参考として活用されています。



東海道まちなみまちづくりガイドライン

I) 多摩川景観形成ガイドライン

1 多摩川景観形成ガイドライン



多摩川は、長い間市民の暮らしの舞台として息づいてきた川崎市民にとっての共有財産であり骨格的な景観資源です。現在では、多摩川沿いにある特性を活かした土地利用転換やマンション建設が進むほか、散歩、スポーツ、釣りやバードウォッチングなどで多くの人々に利用されています。また、豊かな自然を有する都市内の貴重なオープンスペースとしての価値が見直されています。

このため、多摩川の魅力を活かした街並みづくりを市民、事業者、市の協働と、それぞれの創意工夫を持って進めていくために、2007（平成 19）年度に「多摩川景観形成ガイドライン」を策定しました。

2 ガイドラインの内容と運用

ガイドラインでは、下図のように、多摩川を4つのゾーンに区分し、ゾーン別に景観形成の目標と方針を定め、敷地、建築物、看板、公共施設等に対して景観形成基準を定めており、景観計画の届出の際の協議等を行う場合などに活用しています。



方針図

II) 街なみ誘導助成制度

1 街なみ誘導助成制度

地域文化を活かした快適で潤いのある都市景観の形成を推進するため、都市景観形成地区又は景観計画特定地区（以下「都市景観形成地区等」という。）において、公開空地の整備や既存構造物の撤去、移設、又は広告物、壁面等の改修及び街並みと一体的に保存すべき建造物の補修などを行った場合に費用の一部の助成を行う、「川崎市都市景観形成地区等街なみ誘導助成制度」を2009（平成 21）年度に創設しています。

2 助成の種類と概要

公開空地整備助成

外壁の後退等のルールを景観形成基準に定めている都市景観形成地区等において、後退部分を公開空地として整備し、景観に配慮した舗装とした場合、又は既存構造物を撤去、移設した場合について、要する費用を助成します。



助成制度によるセットバック部分の整備の例

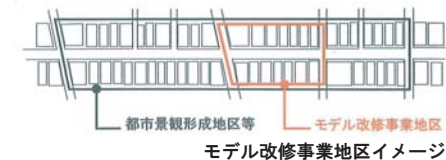
街なみ重要建造物保存助成

歴史的及び景観的に重要な建造物を保存するために行う補修等に要する費用を助成します。



モデル改修事業助成

景観形成基準に適合しない既存の建築物、工作物又は広告物の設置、改修、撤去等を先導的に促進する地区（モデル改修事業地区）を指定した上で、景観形成基準を定めてから3年以内に、集中的に広告物改修、壁面色彩改修（2階以下）、壁面緑化可能な外壁の仕様への改修等（2階以下）の事業を当該地区内で行った場合に要する費用を助成します。



モデル改修事業地区イメージ



モデル改修事業助成イメージ

Ⅲ) ブレーメン通り地区

1 まちづくりの経緯

ブレーメン通りでは、1991（平成3）年度からのドイツ・ブレーメン市のロイドパサージュとの交流を通して培ったまちづくりの精神と手法に基づき、様々な取組みを行ってきました。



商店街の現況

そうしたなかで、2005（平成17）年度に完成した商店街モールのリニューアル事業を契機に、ブレーメン通りにふさわしい街並みのルールづくりの検討に着手し、2007（平成19）年度には、まちづくりの基本理念や方向性をまとめた「ブレーメン通りまちづくり憲章」を策定しました。

憲章では、まちづくりの方向性として、ブレーメン通りにふさわしい魅力的な景観を目指した、周辺との調和に配慮した街並みづくりを掲げていることから、その実現に向け、2008（平成20）年度に都市景観形成地区の指定を受け、同年度にブレーメン通り景観形成協議会を設立し、川崎市と協議を重ねながら、通りに関する景観形成方針・基準の検討を開始しました。

2 景観形成方針・基準策定への取組み

景観形成方針・基準の検討については、2009（平成21）年度から、合計5回の検討部会を開催しました。



商店街イベントの様子

また、同年度に行われた商店街のイベントでは、検討中の案のパネルや模型の展示とアンケートを実施し、商店街を利用する方の意見も聞き、検討の材料としました。その他にも、地権者等への意見シートの配布や、説明会の開催等の情報提供活動を行ってきました。

特に、商店街イベントでのパネルや模型の展示については、多くの買い物客の方にアンケートを実施するとともに、買い物客の方々に、より具体的に街並みのイメージを持ってもらうため、商店街の店舗の理解を得た上で、実際の建物をモデルとして、シミュレーションを行い、どのような街並みが好ましいのかを確認してもらいました。



ブレーメン通りの駅前アーチ



模型による比較検討の様子

その結果として、「暖色系の色彩によるヨーロッパ的な温かく落ち着いた雰囲気のある街並み」がよいという意見が多数を占めました。

当初、街並みのデザインのコンセプトをどのようなものにするかについて、協議会の内部での話し合いがなかなかまとまらない状況がありましたが、買い物客が、ヨーロッパ的な温かく落ち着いた雰囲気にしてもらいたいと期待していることがわかり、これをきっかけとして、目指すべき街並みの方向性が固まりました。

また、街並みのルール作りに期待する多くの買い物客の意見が得られたため、協議会の活動に対して消極的なテナントにも、ルールづくりに向けた協議会活動の必要性について理解をもらうことができ、2010（平成22）年度に、景観形成方針・基準を策定しました。

【5パターンの街並みのシミュレーション】



現況の街並み



ルールのない無秩序な街並みのイメージ



パターン① 明るく淡い色彩による現代的な街並みのイメージ



パターン② ヨーロッパの伝統的な暖色系の色彩による暖かみのある街並みのイメージ



パターン③ 暖色系の色彩に調和のとれた寒色系の色彩を加えた街並みのイメージ

3 景観形成方針・基準の概要

景観形成方針としては、以下の3つを掲げています。

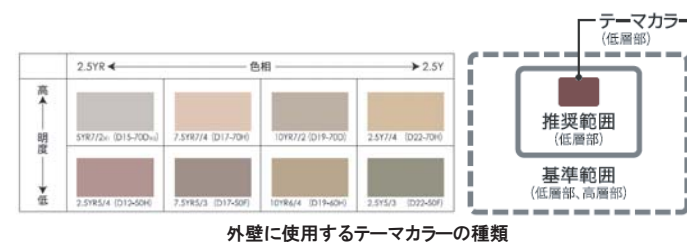
- ブレーメン通りならではの個性ある街なみづくり
- だれもが「気持ちの良い」と思える街なみづくり
- 未来に引き継ぐ美しい街なみづくり

また、景観形成基準は、ブレーメン通りに接する敷地内の建物や工作物等を対象としており、制限事項と推奨事項の2種類の基準で示しています。

- 共通事項
- 外壁の色彩・素材・意匠等の基準について
- 広告物の基準について
- その他の事項の基準について

4 外壁の色彩・素材・意匠等の基準

ブレーメン通りにおける基準の中で特徴的なのは、外壁の色彩について、推奨範囲（低層部のみを対象）の中から、通りを印象づける特徴的な色彩を「テーマカラー」（低層部のみを対象）として設定し、特に使用を推奨していることです。なお、テーマカラーの使用にあたっては、同色の建物が連続すると単調な街並みになるので、隣接する建物については、異なるテーマカラーを選択することを推奨しています。



外壁に使用するテーマカラーの種類



テーマカラーによる配色の例

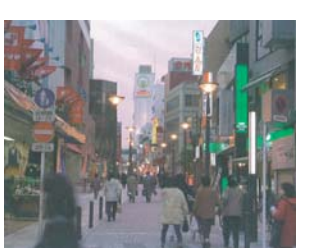
5 ブレーメン通りならではの個性ある街並みづくりに向けて

ブレーメン通り景観形成方針・基準は、ブレーメン通りにふさわしい街並みのルールを目指し、ヨーロッパの伝統的な街並みから良い所を学びつつ、ブレーメン地方の街並みをそのまま模倣するのではなく、その特徴を現在のブレーメン通りに適した形で取り入れることで、ブレーメン通りならではの個性ある街並みをつくるルールとしています。今後基準に沿った街並みが形成されていくことが期待されます。

Ⅳ) たちばな通り地区

1 都市景観形成地区指定に至る経緯

「たちばな通地区」は1997（平成9）年度、川崎市都市景観条例に基づく都市景観形成地区第1号として指定されました。



たちばな通りでは、当時、電線の地中化事業やモール化事業が計画されていましたが、その際、地元住民から、建物のデザインや広告物等のルールづくりについて、市に相談がありました。このため、市は、たちばな通地区を都市景観形成地区に指定し、地元住民の検討組織を景観形成協議会として認定しました。景観形成協議会は、商店街組合員だけでなく、地区の土地建物所有者、居住者等に広く呼びかけて設立されており、会議を開催する度に「協議会たより」を作成、配布するなど、関係住民の参画のもと、主体的な取り組みが行われました。川崎市都市景観条例の特徴の一つとして、市民参加の視点を重視した点が挙げられますが、たちばな通りは、景観形成の方針と基準の策定過程に、市民が携わる制度としての、最初の事例となりました。

2 景観形成方針・基準

「たちばな通景観形成協議会」と市との協議を経て、1998（平成10）年度に「たちばな通景観形成方針・基準」が告示されました。

たちばな通地区は、商店街の商業コンセプトとして「〇に人気の楽しい通り」、「南欧風の美しい街並み」を掲げていたため、それを踏まえて、基本目標に「美しく調和のとれた街づくり」「にぎやかで楽しい雰囲気のある街づくり」「立ち止まってくつろげるような場所のある街づくり」の3つを掲げました。これらを基に建築物、工作物、広告物、公共施設等についてのデザインキーワードを、「一体感や連続感のある景観」「彫りの深い景観」「本物志向、自然志向、熟成志向を感じさせる景観」としました。

3 街並みの形成

景観形成基準の告示と同時期に、モール整備、街路灯設置等の商店街まちづくり事業、電線等の地中化や、先行して基準案に沿ったデザイン調整を行っていた砂子2丁目10番地地区優良建築物等整備事業などが相次いで完成し、街のイメージが具体化することとなりました。



モール整備や再開発事業が完成した当時の様子

Ⅱ) 大山街道地区

1 大山街道におけるまちづくりの経緯

大山街道は、江戸時代に江戸から大山阿夫利神社（神奈川県伊勢原市）に参拝するために整備された街道で、かつては宿場町として栄えた歴史があり、また、文化人を多く輩出するなど、高津区におけるシンボルロード的な存在となっています。



街道沿いには蔵造りの建物や、「二子の渡し」と呼ばれる多摩川の渡船場の旧欄干等、昔ながらの歴史を伝える建造物がいくつか残っていますが、沿道

の建物の建替えにより、かつての街並みが失われつつあります。

また、道路幅員が狭く、歩道もない状況となっていたことから、沿道環境の向上を目指した地域住民による検討が行われ、2003（平成 15）年度に大山街道活性化推進協議会が発足しました。当該協議会は、「イベント部会」「観光部会」「安全・景観部会」の3つの部会から成り、そのうち「イベント部会」では、2003（平成 15）年度から現在まで、「大山街道フェスタ」を実施し、「観光部会」では、毎年大山街道マップを作成するなどの活動が行われています。また、「安全・景観部会」では、建物のセットバックや街なみ景観のルールづくりの調査等が行われました。

2 都市景観形成地区の指定

2004（平成 16）年頃には、溝口地区のあちこちで建築の計画があることが明らかになったため、「安全・景観部会」を母体とした地元の有志が、2004（平成 16）年度に「建築における勧め・建物の自己点検」のパンフレットを配布し、「道路と建物の間に空地を設けているか」などの自己点検をすすめてきました。その後、「大山街道の安全と景観を考える会」を溝口地区と二子地区で開催するなど合意形成を進め、2004（平成 16）年度に都市景観形成地区の指定を受けて、大山街道景観形成協議会が認定されました。

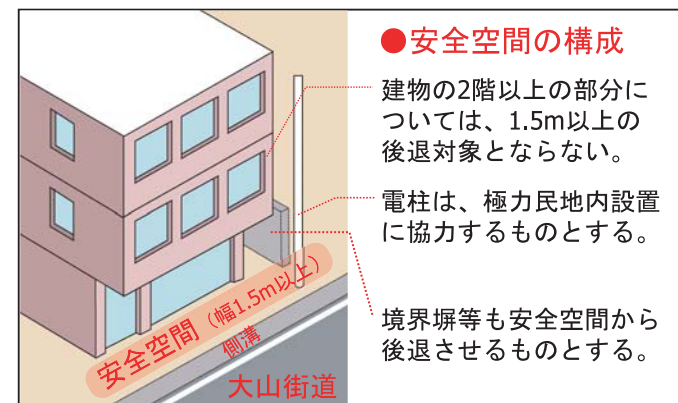
3 景観形成方針・基準

合意形成過程の中で、基準づくりを溝口地区と二子地区に分けて進めることとなり、2005（平成 17）年度に溝口地区で先行して、景観形成方針・基準（「安全及び景観形成方針・基準」）を施行しました。

「景観形成方針・基準」では、「安全に配慮したみち（安

全空間）の基準」、「建築物の色彩基準」、「あかりの基準」、「広告物の基準」の4項目を定め、安全空間として、「大山街道に接する敷地内の建築物の1階部分は、原則として道路境界線から1.5m以上の安全空間を確保し、そこには歩行者の支障となるものを設置しない」とし、色彩基準として、「建築物の色彩は、暖かみと落ち着きのあるものとし、基調色はマンセル値で定める」などの基準を設けています。また、2009（平成 21）年度に二子地区においても景観形成方針・基準が施行されました。

安全空間における1.5mのセットバックの基準は他に例を見ない積極的な取組みで、この基準に基づいてセットバックを行うことにより、街並みが徐々に変わりつつあります。



セットバックした建築物

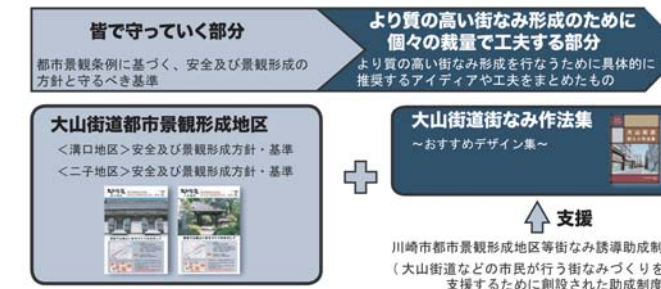
4 高津大山街道マスタープラン

2008（平成 20）年度に区役所が中心となり、市と地元が協議して「高津大山街道マスタープラン」を作成しました。高津大山街道マスタープランでは、大山街道の将来像を「暮らしで安心 訪ねて楽しい 大山街道」とし、5つの基本方針と様々なアクションプログラムを定めています。

5 大山街道街なみ作法集

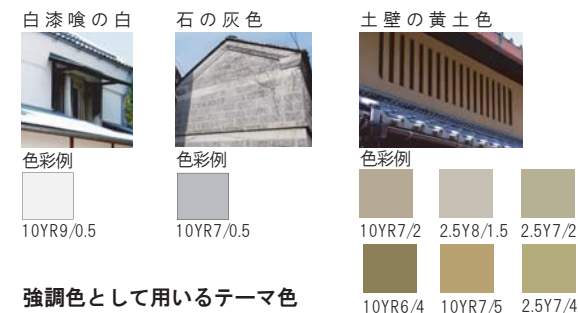
大山街道らしい街並みづくりに向け、大山街道景観形成協議会と市で検討を行い、2009（平成 21）年度に大山街道街なみ作法集を作成しました。この作法集は、都市景観条例に基づく、大山街道都市景観形成地区の「安全及び景観形成方針・基準」を補い、より質の高い街な

みを形成するために、推奨するアイデアや工夫をまとめたおすすめデザイン集となっています。

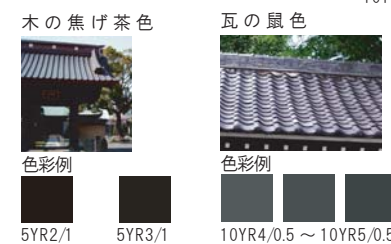


街なみ作法集では、かつての大山街道にあった街並みをつくるための知恵（建物の間口を横方向に狭くし、高さ方向には軒を設けて分節化することで、人のスケール感に合った街並みを構成することや、街道に対して建物の壁面位置を揃え、窓に格子をはめることによって街並みを整える工夫を行うことなど）を現代の街並みづくりへと応用することを目指して、これからの大山街道の街並み形成の方向性を「宿場町から受け継ぐ、人のスケール感に合った街なみの形成」、「人が行き交う、もてなしと賑わいの空間が連続する街なみ形成」、「安全に歩ける歩行空間の確保」、「街道に緑が連なる街なみ形成」などとしています。

基調色として用いるテーマ色



強調色として用いるテーマ色

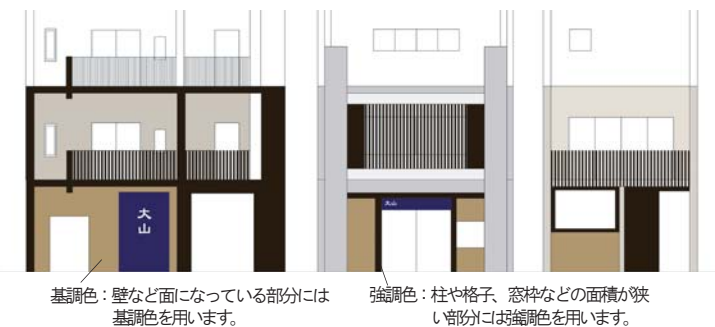


街並みのイメージ（立面）



街並みのイメージ（パース）

効果的なテーマ色の使い方（伝統的な軸組工法を想起させる配色）



基調色：壁など面になっている部分には基調色を用います。強調色：柱や格子、窓枠などの面積が狭い部分には強調色を用います。



大山街道において、街並み作法集の考え方に沿ってデザインされた建築物の事例及び蔵造りの建物におけるシャッター修景の事例

また、作法集では大山街道らしさを「現代的な魅力」と歴史性からくる「和の心」の両面からつくるため、「現代の街なみの魅力を高めるための基本の作法」と「和の街なみを意識した応用の作法」の2つの視点から、「人のスケール感に合った秩序ある街並みづくり」、「落ち着いた色彩による街なみづくり」、「もてなしと賑わいの空間づくり」等の8つの作法を定め、それぞれの作法のイメージを示しています。また、新築に限らず、外壁の塗り替え等の改修の際にも街なみ作法に配慮することで大山街道らしい街並みをつくることを提案しています。

第3章 市民発意の景観形成

I) 新百合山手地区

1 万福寺区画整理事業

新百合ヶ丘駅徒歩圏に広がる複合居住都市



2005（平成17）年度に都市景観形成地区に指定された新百合山手都市景観形成地区は、小田急新百合ヶ丘駅北口に近接し、「万福寺土地区画整理事業」により整備された地区です。当地区は、「人」「緑」「文化」をまちづくりのコンセプトとし、豊かな自然環境と川崎市の新都心に相応しい機能が両立するまちづくりを目指してきました。

万福寺区画整理事業は、1994（平成6）年度に区域公告がされ、2001（平成13）年度より道路、宅地などの基盤整備が進められ、戸建てやマンションなどの住宅を中心として、商業・業務施設、公益施設、文化施設（アートセンター）などを導入するとともに、計画地の約1/4を公園や緑地として保全・整備しました。



川崎市アートセンター

地形と緑を活かしつつ、人に優しい基盤整備

新百合山手地区は、南傾斜の緑豊かな丘陵地であり、可能な限り従前の環境を保全しながら、整備を行ないました。

メインストリートとして麻生2号線を整備するとともに、その他の幹線道路は、クランク型やループ方式を採用し、歩道や植栽帯等を設け、安全で景観に配慮した魅力ある道路空間を形成しています。また、地区内の生活道路として幅員6mの区画道路や幅員4mの歩行者専用道路（フットパス）を設けるなど、居住者が安心して快適に歩けるまちづくりを行いました。

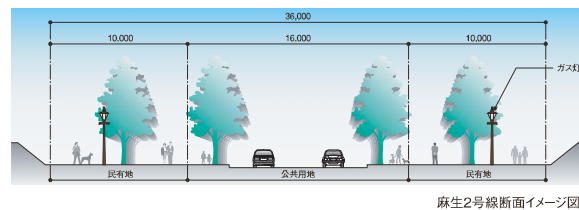


歩行者専用道路（フットパス）

緑豊かな植栽帯

街のシンボル 麻生2号線

地区の中央をはしる麻生2号線は、幅員16mの断面構成の道路となっており、地区幹線道路としての役割を担いつつ、地域の魅力を向上させるために沿道の宅地に対し10m幅のセットバックを設定しています。それにより片側の歩行空間だけで約13mの広がりを持った歩行者空間が出現しました。また植樹や街灯についても、公共道路側の街路樹とセットバック部分のそれぞれに2列で植栽し、街灯はガス灯を使用するなど個性的な街並みづくりを行ないました。



麻生2号線断面イメージ図



地区のメインストリート麻生2号線

2 都市景観形成地区の指定

都市景観形成地区指定に至る経緯

「人」「緑」「文化」といったまちづくり理念にともなって創出された風景を維持・継承するために、万福寺土地区画整理組合が中心となって市と協議した結果

2005（平成17）年度に都市景観形成地区に指定されました。

その後、2006（平成18）年度に新百合山手景観形成協議会が設立され、同年度に景観形成方針・基準が策定されました。

景観形成方針

新百合山手地区はもともと緑が広がる空間として認識されてきた丘陵地であり、そこでは脈々と地区の文化・歴史が育まれてきました。また、周辺には川崎市の副都心として洗練された新百合ヶ丘の街並みが広がっています。よって、景観形成方針としては、「人」「緑」「文化」のまちづくりのコンセプトが感じられ、自然の地形を活かしつつヒューマンスケールであたたかみのある落ち着いたモダンな雰囲気が感じられる景観形成・保全をめざすこととしています。

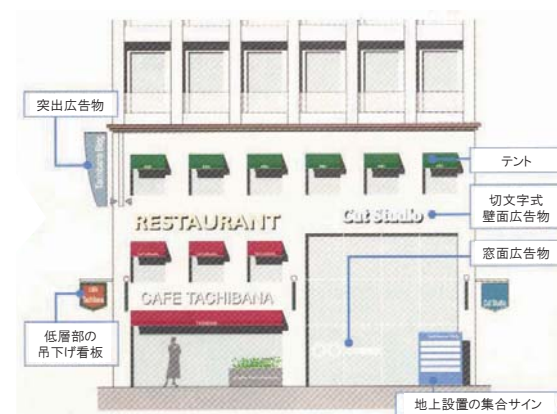
景観形成基準

景観形成基準は、「共通」「集合住宅」「戸建住宅」「商業・業務施設」「幹線道路沿道」「歩行者専用道路」の用途、分類ごとに基準を示しています。



建築物については、壁面デザインの分節化や建物の高さを段階的に変化させるなど街並み全体としての連続性に配慮するとともに、街並みと調和した落ち着いた色彩にするなどの基準を定めています。

屋外広告物については、色数の制限や壁面広告物の量について定めるなど細かく基準を定めています。

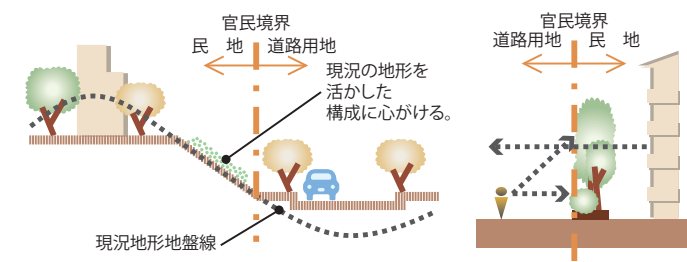


屋上広告物は原則として設置しない。統一感を持たせた広告デザインとする。

サインについては、地区のイメージを発信する落ち着いた知性の感じられるデザインとして統一感のあるものとしています。

また、新百合山手地区は、土地画整理事業で行った基盤整備を担保するために、10mセットバック部分の空

間づくりや、擁壁及び植栽帯の保全について、境界のデザイン、みち・ひろばのデザインとしての基準を定めているのが特徴です。具体的には、「麻生2号線は、10mセットバック部分と歩道とが一体となった空間づくりを行う」「連続した街なみを維持するため、既存擁壁の位置及び形状の変更は原則として禁止する」「街区外周の植栽帯を活かした建築計画とし、原則として植栽帯に手を加えない」などが挙げられます。



眺望や通風を妨げない植栽は、外からも内からも心地よい。

その他に、あかりのデザインとして、色温度の低い柔らかな光を基調として、美しい夜間景観を創造するような基準を定めています。

3 現在の街並み

景観形成基準に基づく届出により調和のとれた街並みが形成されています。また、特に、麻生2号線沿いの商業・業務地区では、川崎市アートセンターの建設を契機に、それぞれの事業者が自らそのデザインとの調和を図るために、建築物のデザインや色彩をアートセンターと調和した都会的で洗練された雰囲気に統一したため、地区のメインストリートに相応しい上質な街並みが形成されています。



上質で調和の取れた建築群



麻生2号線沿いのオープンカフェ

IV) 新川崎駅周辺

1 新川崎のまちづくりの経緯

新川崎地区は、JR横須賀線新川崎駅に隣接する地区で、旧国鉄の新鶴見操車場があった場所です。

操車場が廃止された1984（昭和59）年度以降、跡地の適切な土地利用誘導が図られ、1991（平成3）年度には、新川崎地区都市拠点総合整備事業の整備計画を策定し、操車場跡地を中心に土地区画整理事業による都市計画道路の整備、JR横須賀線の新駅設置等の広域的な都市拠点の形成を目標に計画が進められてきました。

しかし、社会経済状況の変化に伴い、当初の計画の抜本的な見直しが必要となり、市は、2002（平成14）年度に、新川崎地区都市拠点整備土地利用方策検討委員会を設置し、委員会の提言をもとに、民間活力等の導入に適した市街地整備を都市計画的手法により誘導し、「創造」、「活力」、「ゆとり」、「安心」の融合した新たな拠点地区の形成を推進するため、2004（平成16）年度、再開発等促進区を定める地区計画を定めました。



2 都市景観形成地区の指定

新川崎地区は、地区計画に基づき、市が道路、交通広場等の主な公共施設を整備するかたわら、民間主導による研究開発施設やマンション、商業施設の立地が誘導されるという、多様な用途が複合した街であることから、定量的な景観に係るルールが無い状況では、乱雑な街になってしまう懸念がありました。また、当時、市が所有していた新川崎A地区については、研究開発機関や高度な技術力を有する中小製造業を誘致するために、分譲・貸付することが決まっていたことから、その前の段階で景観のルールを導入することができれば、建築計画を立案する際の前提条件にすることができ、景観施策上、大きな効果が期待されるタイミングでもありました。

そうしたことから、拠点地区としてふさわしい街並みを誘導するため、2006（平成18）年度に新川崎地区を都市景観形成地区（32ha）として指定しました。

本地区は、新たに作られる街なので、初期段階から良好な景観形成を目指していこうという考え方は、民間事業者にも比較的容易に受け入れられたため、地区指定後の、2007（平成19）年度に民間事業者による新川崎景観形成協議会が設立されました。

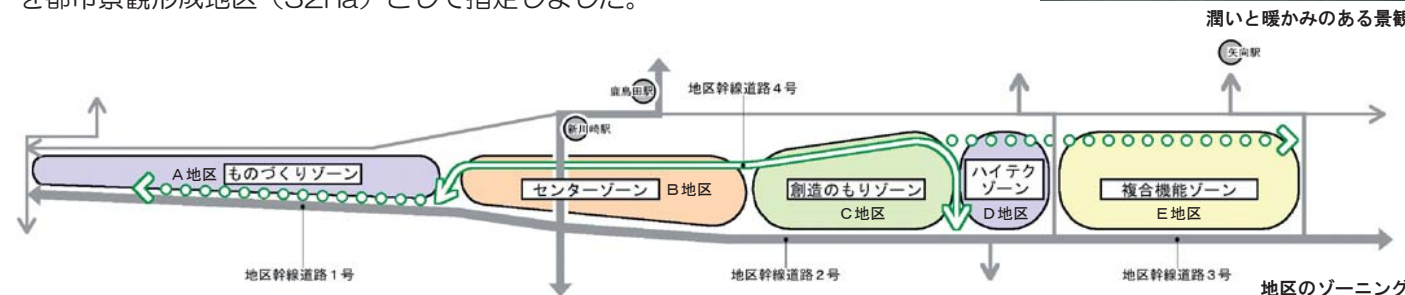
景観形成方針・基準の特徴

景観形成方針・基準の策定にあたっては、地区内の比較的大きな部分を市有地が占めていたこともあり、ある程度、市がリードするかたちで検討が進められました。

まず、南北に細長く、事業者が街区単位で分かれているという地区特性を踏まえ、全ての街区を統一的な基準とするのではなく、街区単位を基本とした上で、地区全体を概観した時に、一定程度のまとまりが感じられる景観形成を目指しました。

また、本地区は、ものづくりや研究開発をテーマとした街という側面があることから、事業者と協議した結果、「ものづくり・研究開発から想起される色彩＝明るいモノトーン」とした案がまとまりましたので、比較的彩度が抑え目な色彩基準を導入することとしました。

加えて、本地区の中央の街区（C地区）を創造のもりゾーン（緑の中の研究開発施設、大規模な公園）と位置付け、地区内の緑あふれるオアシスをイメージできる街並みを目指し、局所的に緑に映える暖色が存在するという考え方で整理するとともに、各街区を景観的にも線をつなぐよう、道路の色彩も可能な限りモノトーン（グレー系）に統一する基準とするなど、単なるネガティブチェック的な基準に止まらない、各ゾーンのテーマ性を具現化できるようなルールづくりを念頭に調整を重ね、2007（平成19）年度に景観形成方針・基準を策定しました。



指定区域のゾーン

新川崎都市景観形成地区では、区域を5つのゾーンに分け、ゾーン別に景観形成基準を設けています。

A地区：ものづくりゾーン

市民が先端科学技術によるものづくりを身近に感じられるような親しみある景観づくりをめざす。

B地区：センターゾーン

地区のランドマーク性を高めるとともに、交通広場等、人々の集まる空間における賑わいを演出した「新しいまち」を象徴する景観づくりをめざす。

C地区：創造のもりゾーン

周辺に加瀬山や地区内の緑の連続性に配慮しながら、「もり」を基調とした潤いと暖かみのある景観づくりをめざす。

D地区：ハイテクゾーン

産業創出育成の核としての大規模な研究開発施設による先進性と、「工都 かわさき」の新たな可能性を感じさせる環境調和型の景観づくりをめざす。

E地区：複合機能ゾーン

次世代型都市景観づくりをめざす。

基本目標・景観形成方針

景観に係るルールとしては、4つの「都市景観の形成に関する基本目標」を定め、その下に「景観形成方針」をそれぞれ定めています。

「地域特性を活かした景観づくり」

- ・地域の景観資源である加瀬山を活かした景観をつくる
- ・地区に沿った鉄道からの視点に配慮した景観をつくる

「コミュニティを育む景観づくり」

- ・地区周辺住民等も利用できるオープンスペースや、店舗等を含めた生活利便施設を活かした、賑わいと親しみの持てる景観をつくる

「ゆとりと潤いのある街路景観づくり」

- ・創造のもりを中心とした、連続性のある緑のネットワークと、まとまりのある緑の拠点をつくり、潤いと彩りに溢れた景観をつくる

- ・快適で一体感のあるヒューマンスケールによる街路景観をつくる

「まちの顔をつくる景観づくり」

- ・交通広場を中心とした地区としてのランドマーク性をもつ、まとまりある建物景観をつくる
- ・研究開発や先端科学技術によるものづくり施設がもたらす、次世代型都市としての先進性が感じられる景観をつくる。

緑と憩いの軸と拠点づくり

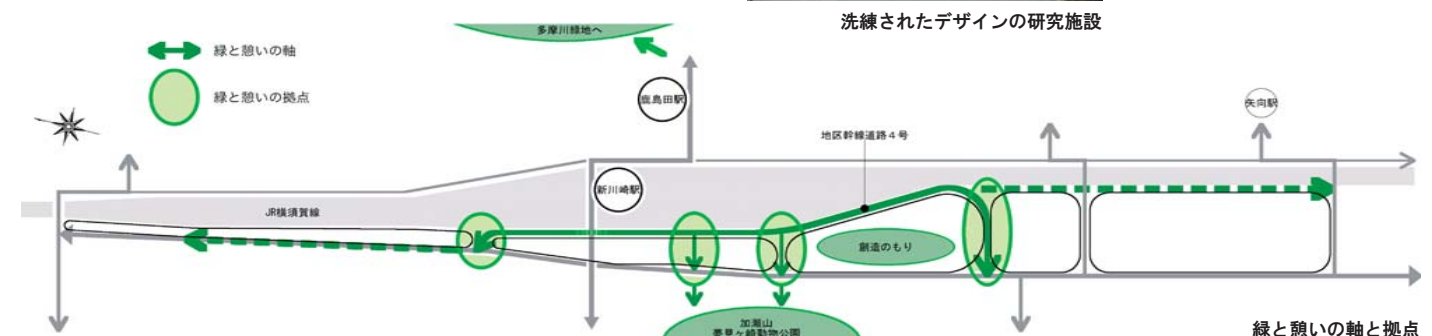
地区の西側には、地域の貴重な緑の景観資源である加瀬山があり、また、従前より、創造のもりゾーン（C地区）においては、周辺住民による緑に関する活動が行われているなど、緑を活かした景観形成が求められていました。

そのため、各ゾーンでそれぞれ設けられている基準のほかに、新川崎駅等のターミナル機能とをつなぐ「緑と憩いの軸」と、この軸と周辺市街地との繋がりをもたせる「緑と憩いの拠点」を位置づけています。

「緑と憩いの軸・拠点」では、ヒューマンスケールによる緑豊かな空間づくりを行うことによって、潤いと彩りに溢れた景観をつくることを目指しています。

3 現在の街並み

ものづくりゾーン（A地区）や創造のもりゾーン（C地区）、複合機能ゾーン（E地区）においては、現在もいくつかの建築計画が進行中ですが、センターゾーン（B地区）を始め、景観形成方針・基準に則した建築物が立ち並んでいる地区については、それぞれの個性を發揮しながらも全体としての統一性をもった街並みが形成されています。





1 武蔵小杉駅周辺のまちづくりの経緯

武蔵小杉駅周辺地区は、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」において川崎駅周辺地区等とともに広域拠点として位置づけられています。「川崎の新しい顔づくり」を目指し、これまで主に、南部地区(6.9ha)、中丸子地区(9.0ha)、東部地区(21.1ha)の3つの地区計画区域を中心に、商業・業務施設、都市型住宅、研究開発施設、市民利用施設などの機能が集積した、利便性の高いコンパクトなまちづくりが推進されてきました。

こうした従来から先導的に再開発が進められてきた南側地区に加えて、新たに都市型住宅に高度医療施設、教育施設を含めた北側地区の開発計画が浮上し、また、南側地区においても、さらに大規模な再開発計画等が明らかになる中で、JR 南武線武蔵小杉駅を中心とした地域を対象に、学識経験者や地域代表者などによる「小杉駅周辺地区将来構想検討委員会」を設け、この中で対象地区全体のまちづくりの基本コンセプトや方針、さらには都市構造のあり方などが検討されました。それを受けて2007(平成19)年度に「小杉駅周辺地区将来構想」を策定し、2008(平成20)年度には、都市計画法に基づく都市計画マスタープランとして「小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」を策定しました。

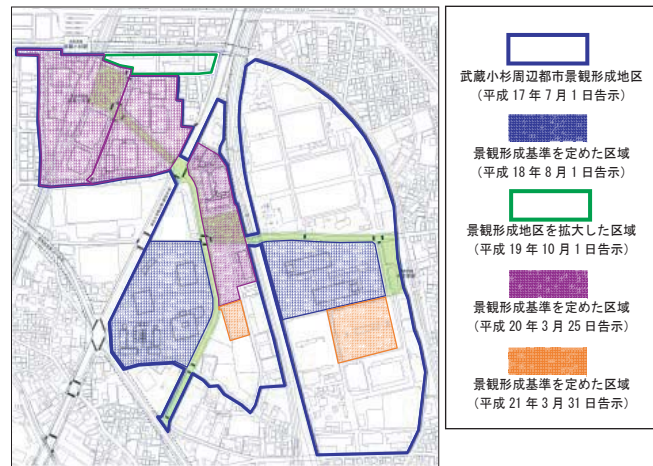
また、2005(平成17)年度にJR東日本と市で交わした基本合意に基づいて整備を進めてきたJR横須賀線新駅が、2009(平成21)年度に開設されるなど、広域的な土地利用誘導・整備が図られ、地区の魅力がさらに高まっています。

2 都市景観形成地区

武蔵小杉駅周辺地区では、民間事業者による再開発事業が個別に先行して動いており、その規模が大きくなってきていたため、まち全体としての良好な景観づくりの必要性が高まり、2005(平成17)年度に都市景観形成地区を指定し、同年度に武蔵小杉周辺景観形成協議会が設立されました。

景観形成基準の策定にあたっては、武蔵小杉駅周辺をまとまりある空間として捉え、市として全体のデザインコンセプトと、導き出される景観形成基準を、各事業者に提示・協議するとともに、協議会の場で話し合いながら検討を進め、街区ごとの事業進捗に合わせ、順次景観形成基準を策定しました。

2006(平成18)年度にいち早く事業が進捗する中丸子地区及びNEC地区について景観形成基準を策定、2007(平成19)年度には武蔵小杉駅南口地区、グランド地区、新駅地区についての景観形成基準を策定しました。



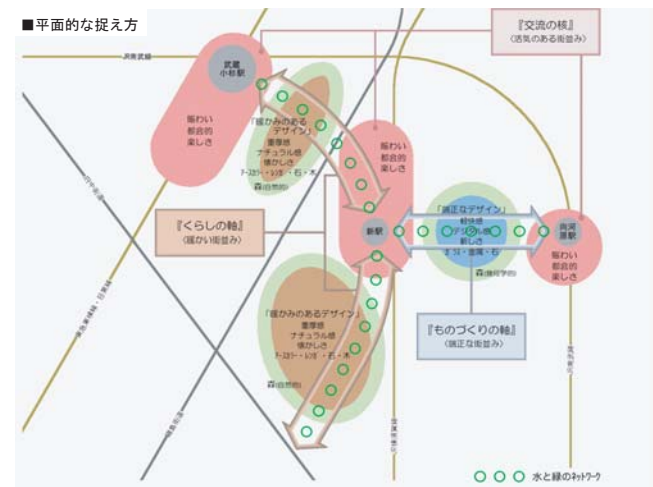
武蔵小杉周辺地区区域図

3 景観形成基準と街並みの形成

景観形成基準を作成するにあたり、景観形成上重要なエリアである武蔵小杉駅南口地区と新駅地区を「交流の核」とし、それぞれの「交流の核」をつなぐように、「くらしの軸」、「ものづくりの軸」の2つの軸を設定することで、それぞれまちの目指す景観形成の方向性をイメージできるようなキーワードを設定しました。

【景観形成のキーワード】

- 交流の核
新駅地区：「一体感と都会性・賑わい」
武蔵小杉駅南口地区：「一体感と象徴性・賑わい」
- くらしの軸：「暖かい街並み」
- ものづくりの軸：「端正な街並み」



これらのキーワード等に基づき、軸沿いの民有地等における建築物や広告物、公開空地等のデザインについて2006(平成18)年度から順次景観形成基準を定め、街並みをコントロールしています。それにより中丸子地区が2009(平成20)年度に竣工、グランド地区が2010(平成21)年度に竣工する中で、景観形成基準を踏まえた良好な街並みが形成されてきています。

【景観形成基準における景観コンセプトの例】

ものづくりの軸の景観コンセプト		
【空間構成】		
<ul style="list-style-type: none"> ●機能的かつ象徴的に配置されたものづくり産業拠点の形成 ●新南口と向河原周辺2つの交流核を結ぶ都市的な歩行者軸の創出 ●研究者や市民の憩いの場となる広場空間の創出 		
キーワード	建築デザイン	
《端正な街並み》 デジタル感 新しさ 軽快感	<ul style="list-style-type: none"> ●高層部と低層部を切り分けたデザイン ●清潔感のある端正なデザイン 	
グランドデザイン		
舗装	植栽	照明
●モノトーンの落ち着いたデザイン	●幾何学的な森のデザイン	●新しさと軽快さを感じさせるデザイン

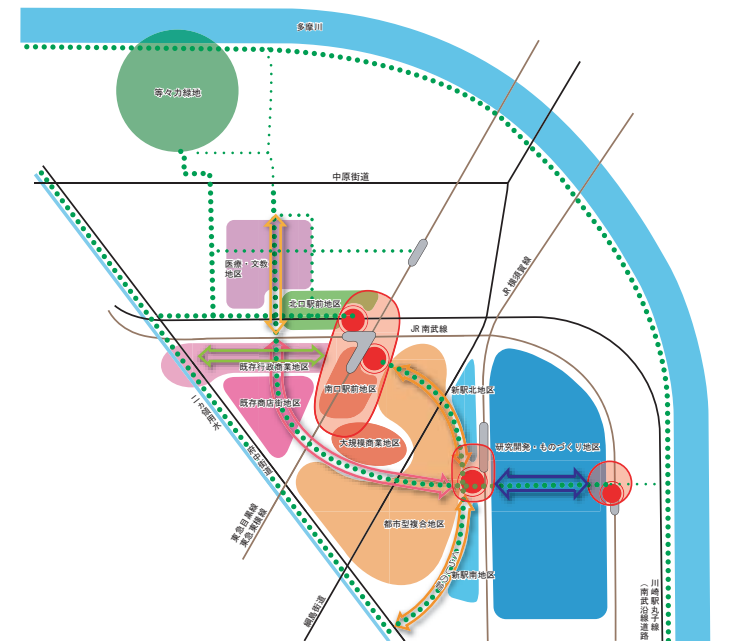
くらしの軸の景観コンセプト		
【空間構成】		
<ul style="list-style-type: none"> ●緑豊かな都市的居住空間の整備とその足元のヒューマンスケールな空間の形成 ●南口駅前と新南口2つの交流核をつなぐおいとゆりのある歩行者軸の創出 ●周辺街区と連結する通り抜け通路やオープンスペースの確保 		
キーワード	建築デザイン	
《暖かな街並み》 ナチュラル感 やさしさ 落ち着き	<ul style="list-style-type: none"> ●高層部と低層部を切り分けたデザイン ●風格と暖かみを感じられるデザイン 	
グランドデザイン		
舗装	植栽	照明
●暖かみのあるアースカラーを基調としたナチュラルなデザイン	●自然な森のデザイン	●落ち着きとやさしさが感じられるデザイン



軸沿いのコンセプトに基づく街並みの形成

4 新たな景観構造の検討

武蔵小杉駅周辺のまちづくりは、南側の大規模な土地利用転換による拠点形成が進みつつあるなか、北側でも土地利用の更新の動きがあることから、これまでの小杉駅景観形成の骨格をなす2つ軸と3つの交流核に加え、「商業・にぎわいの軸」、「シビック軸」、「医療と文教の軸」を加え、5つの軸と3つの交流核で構成される駅周辺全体の景観構造とすることを検討しています。



駅周辺全体の景観構造

Ⅱ) 新百合ヶ丘駅周辺



新百合ヶ丘地区では都市景観形成地区に指定される以前から、地権者や事業者、地域住民が積極的にまちづくりに関わっています。

1998（平成10）年度に、都市景観形成地区に指定され、2008（平成20）年度にはセンターエリア等が景観計画特定地区に移行しました。



さらに、1982（昭和57）年度には、地権者、市のほか周辺住民・事業者の代表を新たに加えて、これからの街づくりを推進するための広域的な調整・協議の場として、「新百合ヶ丘駅周辺広域的街づくり推進協議会」が発足し、1984（昭和59）年度には当該協議会において、デザイン面に関する街並み形成の基準等を補強した「第二次上物建設マスタープラン」と「商業・業務マスタープラン」が承認されるとともに、これに沿った計画的な街づくりを実現するために、「新百合ヶ丘駅周辺地区の建築行為等に関する指導要綱」がスタートしました。

また、市は「かわさき2001プラン」（1983（昭和58）年度）において、新百合ヶ丘を「新都心」として位置づけ、国際的な科学・文化都市にふさわしい地域形成を目指して、まちづくりを推進しました。



夜間景観に配慮した駅前広場と建築群

1 新百合ヶ丘におけるまちづくりのはじまり

新百合ヶ丘駅周辺では、1968（昭和43）年度に小田急多摩線とその沿線開発の計画が発表され、その後、地元農家を中心となって、農地の保全と住宅地開発の両立を目指して1969（昭和44）年度に「農住都市構想」を発表しました。さらに、「地域住民が自主的結集によって、時代の要請に適した新しい地域社会を建設すること」を目標に掲げ、1974（昭和49）年度に「百合ヶ丘南部地区総合開発協議会」が結成され、地権者、小田急電鉄と市を構成委員とし、市民・行政・企業によるパートナーシップ型のまちづくりが始まりました。

また、1976（昭和51）年度には、特定土地区画整理事業の都市計画決定、1977（昭和52）年度には、土地区画整理組合の設立認可が行われ、区画整理事業が着工しました。



完成当時の新百合ヶ丘駅南口駅前広場

現在の新百合ヶ丘駅前

2 上物建設マスタープラン

土地区画整理組合と市は、無秩序な上物建設や土地の細分化によるミニ開発などによって都市環境を乱すことのないよう、全体的視点からの上物設計の指針を検討し、1980（昭和55）年度に「上物建設マスタープラン」を策定しました。

このマスタープランは、地権者の理解と周辺住民・事業者の協力及び市の許認可等に伴う計画的指導によって、実効性を持たせようという点に特徴があります。

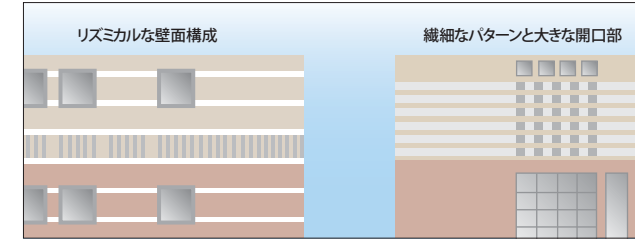
3 都市景観形成地区の指定

新百合ヶ丘駅周辺地区（約53ha）は、1998（平成10）年度に都市景観形成地区に指定されました。そして、同年度に景観形成協議会が設立され、1999（平成11）年度に景観形成方針・基準が策定されました。

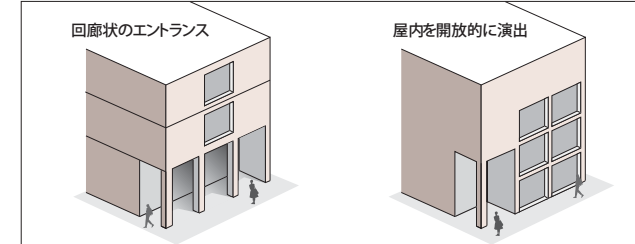
景観形成基準と街並みの形成

景観形成方針・基準の多くは、新都心にふさわしいまちづくりを目指したマスタープランの考え方が受け継がれています。また、新たに、建築物や工作物の形態、意匠、素材、色彩等について相互に調整することが必要だと考えられたため、建物の外壁面の位置、階高、出入口の位置等はできる限りきめ細かく関連させ、ヒューマンスケールの一体的な空間利用を促進することに重点をおいた基準としました。

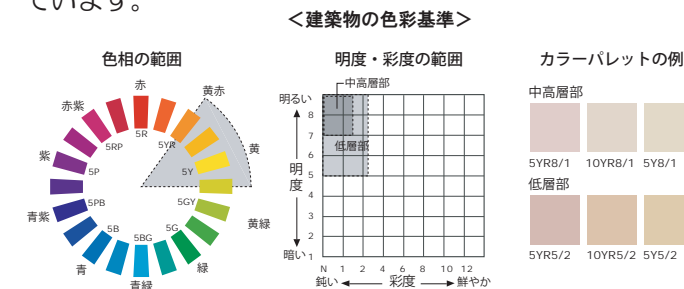
建築壁面のデザインイメージ



店先空間のデザインイメージ

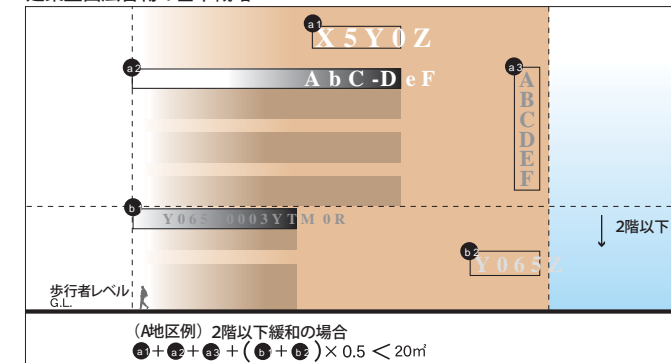


色彩の基準については、駅前エリア、商業・業務エリア、住宅エリアを差別化して考え、新百合ヶ丘の土の色をイメージした明度の高いY系を基調とした基準を定めています。



広告物の基準については、独自性と品のある質の高い広告物をめざし、壁面広告物の定量的な基準や突出看板の禁止などを定めています。

建築壁面広告物の基準概略



デザインの基準に基づいて形成された洗練された街並み

また、緑については、地区全体として40%以上の緑を確保する目標にするとともに、あかりについても色温度の低い暖かな照明とするなど、統一感のある洗練された街並みが形成されています。

4 近年の動向

景観計画特定地区への移行

景観法に基づく川崎市景観計画が策定されたことにより、2008（平成20）年度に、新百合ヶ丘駅周辺の駅前センターエリア（A）と商業・住環境エリア（B）について、都市景観形成地区からより強い法的拘束力を持った景観計画特定地区への移行が行われました。

活発な市民活動

新百合ヶ丘地区は住民と行政によるパートナーシップによりつくり上げられたまちであり、建物等のハード面はほぼ完成していますが、景観形成の方針や基準の策定を行った都市景観形成協議会は、現在も市民参加の組織として、定期的な落書き消しや新百合ヶ丘駅周辺を拠点とする各種の芸術・文化イベントを共催するなど、積極的な活動を行っています。



落書き消し活動

イルミネーションイベント

I) 川崎駅周辺

こうした取組みによって形成された街並みを担保するため、1999（平成11）年度に西口大宮町地区を都市景観形成地区に指定し、さらに2007（平成19）年度には当該地区を景観計画特定地区に移行しました。

また、街並みがある程度揃って来ると周りがそれに追従し、都市景観形成地区外の建物も地区内のデザイン基準に合わせて建てられるようになるなど、地区外の事業者が、高質な景観の街区の一部と見なされることを見込んで、デザインを調和させてくれるという相乗効果が生まれてきました。

統一感のある街並みが形成される中で、2003（平成15）年度にミュージア川崎が完成し、また、2009（平成21）年度には、駅前広場の再整備にあたって、解体保存されていた煉瓦倉庫の材料を使用したオブジェを置くなど、さらにまちを個性化しています。

3 川崎駅西口堀川町地区

川崎駅西口周辺では、大宮町地区に続き、堀川町地区の土地利用の再編が行われ、2006（平成18）年度にラゾーナ川崎がオープンし、川崎駅周辺地区の集客力が飛躍的に高まっています。

「都市のランドマークとしての大壁面」

建物を取り囲む大壁面に強い色彩を使うことにより、西口の賑わい拠点としてのシンボル性を表現



「都市軸の延伸と円形広場」

東西自由通路の軸線を敷地内に引き込み、周辺市街地と接続することにより、都市軸を延伸するなど都市空間の重要な構成要素としての建築計画を実施



川崎駅西口空撮



ミュージア川崎

地区のランドマークを構成するファサード



旧国鉄煉瓦倉庫をテーマにしたオブジェ



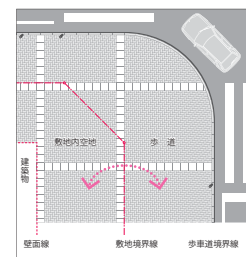
基壇部のデザイン

レンガ倉庫をモチーフとした共通の素材で統一

基壇部を階段状によりセットバック、緑化により、圧迫感を軽減し、丘の様な空間を創出



街区ごとの色彩の調整用図面



舗装デザイン等の調整用図面

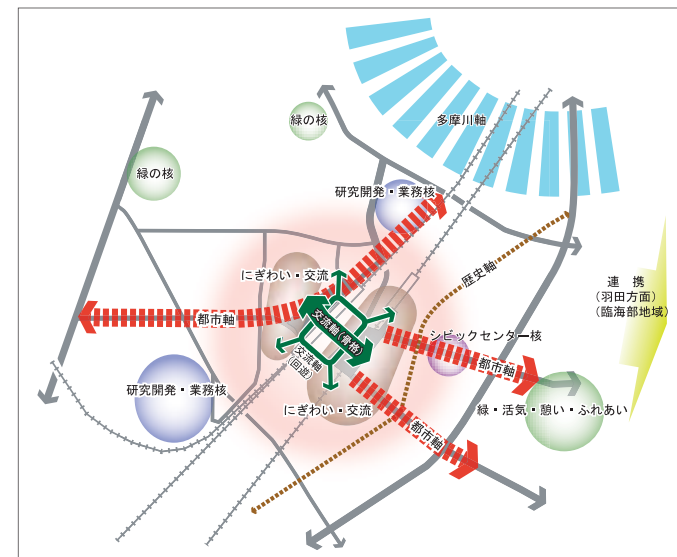
4 現在進行中の取り組み

川崎駅周辺総合整備計画と

東口駅前広場再編整備計画

2006（平成18）年度に、学識経験者、市民、事業者、関係行政機関などの協議を経て策定された「川崎駅周辺総合整備計画」に基づき、現在、東口駅前広場の再編整備計画や（仮称）川崎駅北口自由通路計画などのプロジェクトを進めています。

とくに、2010（平成22）年度完成予定の東口駅前広場再編整備計画では、川崎の玄関口にふさわしい記憶に残るシンボリックな空間、利便性・快適性の高い公共交通施設、歩行者が憩える広場を方策として掲げ、1980年代の「川崎市都市アーバンデザイン基本計画」の方針を踏まえた上で、明るく開放的で、シンボリックな空間の創出に向けた取り組みを行っています。



川崎駅周辺の都市構造

【川崎駅東口駅前広場のデザイン指針】

人と自然とテクノロジーが融合する広場

- 人の賑わい、交流を生むデザイン
- 自然が感じられるデザイン
- 技術開発拠点としての川崎をイメージさせるデザイン

- 東口駅前広場再編整備
 - ・バス島の集約、
 - ・平面横断
 - ・EV、エスカレータ
 - ・地下街入口の大屋根
 - ・東西連絡歩道橋整備
 - ・北口自由通路との連携
 - ・環境技術導入

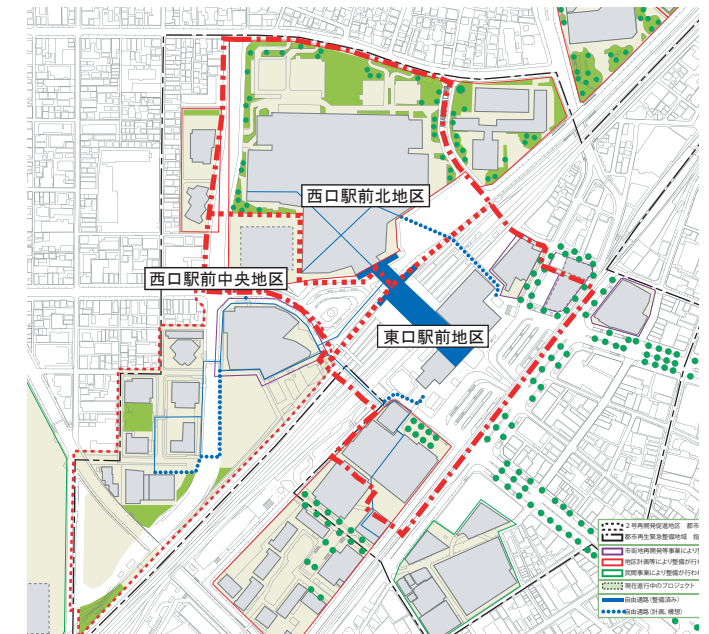


川崎駅東口駅前広場再編イメージパース

川崎駅周辺景観計画特定地区の指定

川崎駅周辺については、これまでに「川崎市都市アーバンデザイン基本計画」や事業者との協議等により、良好な景観が形成されてきていますが、西口大宮町地区を除く地区には法令等に基づく位置付けがない状況です。

そこで、現在の良好な景観を維持、担保していくために、景観法に基づく景観計画特定地区への2011（平成23）年度中の指定に向け、関係する地権者との協議を行っています。



川崎駅周辺景観計画特定地区 区域案



I) 川崎駅周辺

1 川崎市都心アーバンデザイン事業

川崎市における都市デザイン施策のはじまり



1980年代当時の川崎駅周辺

川崎駅はJR、私鉄を合わせて乗降客数50万人弱の交通ターミナルであり、また、東京、横浜へのアクセスの良さや商業、業務等の都市機能の集積などから、川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」において、川崎駅周辺を広域拠点と位置付けています。

川崎駅周辺における都市デザインへの取り組みは、1980年代初頭に策定された「川崎市都心アーバンデザイン基本計画」からスタートしました。

川崎駅周辺における都市デザインへの取り組みは、1980年代初頭に策定された「川崎市都心アーバンデザイン基本計画」からスタートしました。

川崎市都心アーバンデザイン基本計画

1980（昭和55）年頃の川崎駅東口周辺は、歴史・観光資源が少ないため広域的な集客力がなく、公害などのマイナスの都市イメージが定着していました。また、駅周辺の建物や駅前広場も老朽化していました。



東口駅前広場の様子

そこで、東口駅前広場及び地下街、東西自由通路などの公共事業と、大日電線跡地などにおける大規模な民間再開発事業に合わせて、川崎市都心アーバンデザイン事業を実施し、川崎市の都市イメージを一新することに取り組みました。

また、様々な公共事業及び民間再開発事業を個別に行うのではなく、都市デザインの視点から相互に関連性を持たせ、都市のアイデンティティを形成するために、行政と学識経験者による「川崎市都心アーバンデザイン委員会」を組織し、1981（昭和56）年度に「川崎市都心アーバンデザイン基本計画」を策定しました。



賑わいを見せる地下街アゼリア



東口駅前商業施設

デザイン・モチーフの明確化と波及効果

「川崎市都心アーバンデザイン基本計画」では、それまでの工場、公害、ギャンブル等による雑然とした男性のまちというイメージを一新するため、「明るさ、優しさ、清潔さ」を新しいコンセプトとし、女性や若者にも受け入れられるまちづくりを目指しました。まず、駅前広場の歩行者動線をデッキ式ではなく地下式とすることによって、開放的な都市空間としました。また、駅前広場に面する建物の壁面を京浜急行の高架も含めて白を基調とするとともに、駅前広場に対して正面性を持たせた直線的なデザインで統一しました。そして、駅前広場や歩道等の公共空間については、白タイルやステンレス等の明るさや清潔感を感じさせる素材を使用するとともに、大量の高木を植樹しました。

シンボルとなる素材やデザイン・モチーフが明らかになると、周辺地域の公共事業についても自然に白系のもので使われ、さらに、民間事業者にも波及してデザインが広がっていき、短期間のうちに、川崎駅東口の都市イメージを一新するような景観が形成されました。

テクノピア

明治製糖及び明治製菓の跡地で大規模な再開発計画が進んでいたため、市は民間活力を活用して、都市基盤整備と合わせて都市的な土地利用を誘導し、戦略的にまちづくりを進めました。これらの事業においても、「川崎市都心アーバンデザイン基本計画」のコンセプトを踏襲したデザインを取り入れました。



ソリッドスクエア

2 川崎駅西口大宮町地区における取り組み

再開発の経緯

1990年代頃の川崎駅西口駅前広場周辺は、道路等の都市基盤の多くが未整備で、密集した木造飲食店街や老朽化した住宅団地などがあり、駅前にふさわしい土地利用が行われていませんでした。

そこで、駅前の拠点地区にふさわしいまちづくりを目指し、1990（平成2）年度に川崎駅西口地区都市居住更新事業整備計画を策定し、1999（平成11）年度、西口大宮町地区8.2haにおいて再開発地区計画の都市計画決定を行い、道路等の都市基盤の位置および規模を確定させた上で、街区ごとの再開発に合わせて段階的にまちづくりを進めていくことにしました。



川崎駅西口大宮町地区街並み整備イメージ

事業の進め方

西口大宮町地区では、当時、事業を予定していた6者の事業者の間で、各街区の開発負担の割合や整備内容、事業主体等を定めた「6者協定」を締結して事業を進めました。

一般的には、異なる事業者を含む複数の街区で、土地交換や都市基盤の整備を行いながら、一体的に事業を進めようとする場合は、地域全体で、区画整理事業等の網をかける必要があります。そのためには、様々な手続きと権利調整に相当の年月を要します。これに対し、西口大宮町地区は、再開発地区計画とまちづくり協定を組み合わせることにより、異なる事業者が異なる時期に、比較的自由に事業を行いながら、地域全体で、整合性のとれたまちづくりを行おうとしており、他の地区と比較しても、特徴的な事例となっています。

都市デザインの考え方

地域のまちづくりを魅力的なものに誘導し、目に見えぬ形で都市アイデンティティを確立するために、各街区の設計者で構成する「デザイン調整会議」を立ち上げ、行政が積極的に事業調整の場に入り込み、統一的な街並みのルールを呼びかけ、民間活力を活用しながら、街並みを誘導していくこととしました。

【キーワードによる意思統一】

川崎駅東口と対比した西口の空間的な特性を整理し、西口にふさわしい個性が感じられるようなキーワードを設定しました。東口では、過去のイメージを払拭するために「明るさ」、「優しさ」、「清潔さ」というキーワードを設定しましたが、西口では、歴史や過去の記憶の継承を意識しつつ、文化、業務、都市型住宅等の複合市街地を整備する計画に合うよう、「落ちつきと知性」、「風格と象徴性」、「暖かさと深み」を感じさせる「重厚感のある街なみ」というキーワードを設定し、事業者間の意思統一を図りました。

【街区全体のイメージ】

西口は、線路に対して道路が45度ふれていることにより、各街区が駅側から見ると、奥行きのある空間を感

じさせる空間的特徴があります。また、すべての街区が人工地盤で2階レベルが歩行者道となる計画であるため、立体的で起伏のある空間を活かした、陰影やひだを感じさせる、変化に富んだ空間構成と丘のような地形を感じさせる街並みを目指しました。

【建築物のデザイン】

壁面を基壇部、中層部、高層部の3つに分節化し、表情を変化させることによって圧迫感を軽減させる配慮がなされています。また、グリッドによる重厚感のある外壁の形状を持たせることで、まちのコンセプトである「落ち着いた、風格、深み」などを感じさせるデザインとしての効果を意識させています。

積極的なデザインコントロールと街の個性化

都市景観条例による届出制度は、一般的には最低限の基準を定め、それに反する物件のみを規制するネガティブチェックに偏りがちです。これに対して西口大宮町地区の場合、街を個性化するためのデザインコードを明確にし、事業の初動期から事業者と調整しながら、積極的なデザインコントロールを行ったため、質の高い景観を創出することができました。

道路のデザイン
景観のベースとなる道路空間は洗練された風格のあるデザインとし、歩行者に優しい道路空間をつくります。

建築物のデザイン
建築物は街なみを構成する主要な要素として、壁面構成、色彩・素材などのルールを定め、魅力ある街なみをつくります。

広場のデザイン
ペDESTリアンデッキによる立体的で回遊性の高い歩行者空間を活かし、多様な滞留空間や、新たな都市活動の場をつくります。

ブリッジのデザイン
建築物基壇部の連続的な街なみと調和したシンプルなデザインとし、回遊性の高い歩行者空間をつくります。

広告物のデザイン
駅前の賑わいを演出する広告物により、街の個性をつくります。

あかりのデザイン
光の強さ、色、位置などに配慮し、街区の特性に合わせたあかり景観をつくります。

みどりのデザイン
再開発によるオープンスペースを活かし、潤いの感じられる、まとまりのあるみどり景観をつくります。

◎景観形成要素の分類

II) 都市景観形成推進施策の展開

《法令に基づく施策実施手法》

景観法に基づく施策

景観計画に基づく施策

景観計画区域（市全域）における行為の制限

- ・市全域に行為の制限として、色彩基準を規定
- ・一定規模以上の建築等を行う場合は届出が必要
- ・基準に適合しない場合には、変更命令や罰則が可能

景観計画特定地区

- ・良好な景観形成を先導する都市拠点等を景観計画特定地区として指定し、全市域に適用される行為の制限よりも詳細な基準を設定
- ・規模の大小を問わず建築行為や、広告物の掲示等について届出が必要
- ・基準に適合しない場合には、変更命令や罰則が可能

※都市拠点のうち、広域拠点（川崎駅周辺、武蔵小杉駅周辺、新百合丘駅周辺）については早期の指定を目指す。

《指定済地区（2011.2時点）》
川崎駅西口大宮町地区、新百合丘駅周辺地区（武蔵小杉駅周辺は都市景観形成地区に指定済み）

地区計画区域における形態意匠制限

- ・地区計画の中に形態意匠の制限を定め、条例化した場合は、建築等を行う際に市の認定が必要
- ・基準に適合しない場合には、変更命令や罰則が可能

《形態意匠条例適用区域（2011.2時点）》
港町地区、黒川実習農場地区、戸手4丁目中央地区、殿町3丁目地区

都市景観条例に基づく施策

- ・地区住民の主体的な取組により都市景観の形成の推進が期待できる地区を、都市景観形成地区として指定し、地区住民等による景観形成協議会と市の協議を経て、景観形成方針・基準を策定
- ・規模の大小を問わず建築行為や、広告物の掲示等について届出が必要
- ・基準に適合しない場合は勧告が可能

《指定地区（2011.2時点）》
大山街道地区、新百合山手地区、プレーメン通り地区、たちばな通地区、武蔵小杉周辺地区、新川崎地区、中原街道地区
*下線の地区は、景観計画特定地区に移行予定

《施策の展開方針》

魅力ある川崎らしい景観の実現

市全域で共通の色彩基準により、街なみから著しく突出した建築物等の進出を防ぎ、都市景観を保全・誘導する。

都市拠点の顔づくり

広域拠点において、景観法の景観計画特定地区を定め、都市景観を保全・誘導する。

再開発、区画整理等の事業を行なう地区において、再開発等促進区などの事業誘導型の地区計画制度を活用する場合に、併せて形態意匠の制限を定めて、都市景観を誘導する。

市民発意の景観形成

【一般型都市景観形成地区】

市民が発意して、街なみのルールづくりを行なおうとする商店街や住宅地などを都市景観条例の都市景観形成地区に指定し、地区住民等による景観形成協議会と協議しながら、地域特性を活かした都市景観を誘導する。

【歴史型都市景観形成地区】

旧街道の沿道などにおいて、市民の発意に応じて都市景観条例の都市景観形成地区に指定し、地区住民等による景観形成協議会と協議しながら、歴史を活かした沿道の都市景観を誘導する。

《ガイドライン・支援・助成等》

都市景観形成地区等街なみ誘導助成制度

歴史型都市景観形成地区等において、沿道に面した空地の整備、旧街道の沿道等における歴史的な雰囲気と調和した建築物の修景、既存構造物の撤去等にかかる費用の一部助成などを行う。

都市景観形成協力者表彰

都市景観施策に係る届出対象物件や、都市景観の創出・保全に係る活動を行う市民団体等のうち、市の都市景観施策に協力したものを表彰する制度

色彩デザイン提案

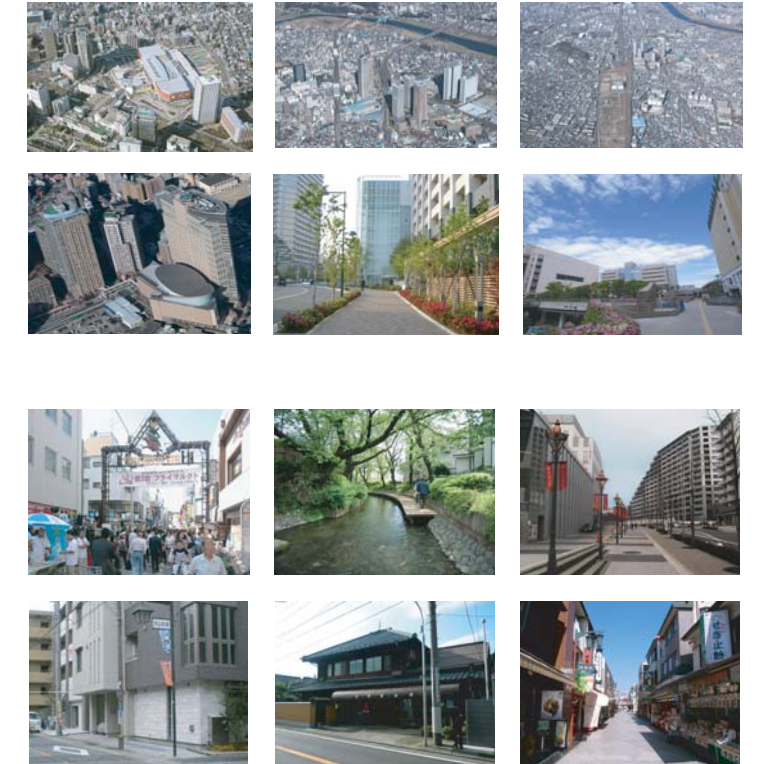
建築物や工作物について、デザイナーから色彩デザインについて提案を行うことで、良好な都市景観を誘導する。

ガイドラインによる良好なデザインの誘導

「臨海部色彩ガイドライン」、「多摩川景観形成ガイドライン」により、臨海部及び多摩川沿いの街なみを誘導する。

公共施設のデザイン誘導

現在、公共施設のデザインについては、関係局等からの個別の協議を通じて調整しているところであるが、今後は、市内の公共施設のデザインについて共通の考え方をルール化する方法を検討中。



都市景観形成地区等指定状況



年表：川崎都市デザインの歩み

	1980										1985										1990										1995										2000										2005										2010									
	1924	1929	1934	1935	1938	1940	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
川崎市の出来事	■川崎町と大師町と御幸村が合併して市制が施行										「公害防止条例」の制定 100万人都市を想定した計画(「川崎市総合計画書」)を発表 全国で初の開発指導要綱となる「団地造成事業施行基準」を制定 「公害防止条例」の全面改正、「工業再配置促進法」の制定 札幌市・仙台市とともに政令指定都市に昇格(人口98万人、川崎・幸・中原・高津・多摩の5区) 人口が100万人突破、「市民の手による人間都市のまちづくり」を目標とした「新総合計画」を発表										環境基本条例制定										市のシンボルマーク決定										人口130万人突破										人口140万人突破																			
推進組織											■企画調整局にアーバンデザイン担当設置 ■建築局にアーバンデザイン業務を移管										■川崎市都市景観検討委員会 ■川崎市都市景観審議会設置										■街なみデザイン課設置 ■川崎市都市景観条例制定 ■川崎市都市景観形成基本計画策定 ■大規模建築物等ガイドライン策定 ■大規模建築物等届出制度開始										■川崎市行財政改革プラン策定 ■川崎市自治基本条例制定										■景観・まちづくり支援課に改組																			
推進システム											■川崎市都市中心アーバンデザイン委員会設置																				■公共スペース景観形成ガイドライン策定										■景観法に基づく景観計画策定 ■都市景観条例改正、景観計画に基づく届出制度に変更 ■「地区計画」の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例制定 ■街なみ誘導助成制度創設																													
川崎駅周辺 東口周辺地区	■川崎駅ビル完成										■川崎市都市中心アーバンデザイン基本計画策定 ■川崎駅周辺都市整備基本構想策定										■アーバンデザイン地区屋外広告物 指導基準策定 ■川崎駅ビル 第1期改装 ■地下街アゼリア・東口駅前広場完成 ■市役所通りモール・銀座モール完成 ■京急高架修景完成										■リパーク完成										■市電通り歩道デザイン ■ラ・テッタテッラ完成 ■川崎DICE完成										■川崎駅ビル第2期改装																			
西口周辺地区											■富士見公園再整備完成 ■富士見モール完成 ■稲毛公園完成 ■IBMビル完成 ■日航ホテル完成										■パレール完成										■ソリッドスクエア完成										■川崎駅西口大宮町地区景観デザイン方針検討 ■川崎駅西口大宮町地区デザイン会議 ■川崎駅西口大宮町都市景観形成地区指定 ■景観形成方針・基準策定										■川崎駅西口大宮町地区を景観法に基づく 景観計画特定地区に移行																			
新百合ヶ丘駅周辺 新百合ヶ丘駅周辺地区											■農住都市開発㈱ 設立 ■まちづくり推進協議会設立 ■区画整理事業竣工 ■上物建設マスタープラン策定										■新都市まちづくり財団設立 ■区画整理事業竣工 ■第2次上物建設マスタープラン策定・届出制度開始										■エルミロード開店										■ビブレ、オーバ、ホテルモリノ等開店 ■歩道デザインワークショップ ■南北駅前広場等再整備完成 ■新百合ヶ丘駅周辺都市景観形成地区指定 ■推進協議会交通部会発足 ■夜間景観ワークショップ										■昭和音楽大学完成 ■新百合ヶ丘駅周辺地区(A・Bエリア)を景観法に 基づく景観計画特定地区に移行 ■川崎市アートセンター開館 ■万福寺土地区画整理事業造成完了																			
新百合山手地区																																									■新百合山手都市景観形成地区指定 ■景観形成方針・基準策定										■武蔵小杉駅周辺都市景観形成地区指定 ■小杉駅周辺地区まちづくり推進地域構想策定 ■武蔵小杉駅前グランド地区完成																			
武蔵小杉駅周辺																					■武蔵小杉北口地区周辺景観デザイン検討 ■武蔵小杉北口広場整備										■NEC玉川事務所計画調整 ■等々力緑地サインワークショップ										■武蔵小杉駅周辺都市景観形成地区指定 ■景観形成方針策定 ■景観形成基準策定 ■NEC玉川ルネッサンスシティ完成 ■新丸子東地区完成																													
新川崎駅周辺											■横須賀線新川崎駅開設																														■新川崎都市景観形成地区指定 ■景観形成方針・基準策定																													
大山街道																																									■大山街道活性化推進協議会発足 ■大山街道都市景観形成地区指定 ■溝口地区景観形成方針・基準策定										■高津大山街道マスタープラン策定 ■二子地区景観形成方針・基準策定 ■街なみ作法集策定																			
プレーメン通り																																									■モールリニューアル完成 ■プレーメン通り 景観・まちづくり検討委員会発足 ■プレーメン通りまちづくり憲章策定 ■プレーメン通り都市景観形成地区指定 ■プレーメン通り景観形成協議会設立										■中原街道都市景観 形成地区指定																			
中原街道																																																																						
臨海部・多摩川等																															■臨海部色彩ガイドライン策定 ■千鳥町周辺沿道景観修景プラン策定 ■第1回デザインコンペ ■千鳥町周辺道路改修事業完成 ■第2回デザインコンペ ■旧臨海処理センター壁面デザイン ■千鳥町海底トンネル入口壁面デザイン										■多摩川景観形成ガイドライン策定 ■配管デザインコンペ																													
景観協力者表彰制度																																																			景観協力者表彰制度制定 第1回 4団体・企業 第2回 2団体・企業 第3回 3団体・企業 第4回 2団体・企業 第5回 4団体・企業 第6回 4団体・企業 第7回 4団体・企業 第8回 5団体・企業 第9回 5団体・企業 第10回 5団体・企業 第11回 5団体・企業 第12回 3団体・企業 第13回 6団体・企業 第14回 5団体・企業 第15回 4団体・企業 第16回 6団体・企業 第17回 5団体・企業																			

(年号：年度単位)

VII) デザインワークショップ

身近な公共施設等のデザインを市民と行政が共同で検討するために、デザインワークショップを行い、異なる立場の参加者の立場の違いを認識し、共通認識を持つ場としています。景観部局の事業として行う場合と、事業局などの依頼を受けて実施する場合がありますが、数多くの地区での実施事例の中から、2地区について紹介します。

1 新百合丘歩道デザインワークショップ

新百合丘駅は、朝夕の混雑がひどく、交通渋滞が慢性化していました。この状況を改善するため、交通調査を進め、調査内容をもとに地域が望む交通環境のあり方について、地元との間で活発な意見交換が行われました。

同時に市は、駅前に進出を予定している各企業に対して、所有地の機能的提供や整備の協力を求め、企業側も「パートナーシップによる新都心の街づくり」を進める観点から協力を約束し、用地問題が解決しました。

一方、新百合丘駅周辺で進められてきたパートナーシップのまちづくりの具体化として、「歩道表層部分のデザインを地区の未来を担う子供達に任せたら」と提案がなされ、地元の積極的な支持のもと、街づくり財団により実施に移されることが承認されました。

新百合丘街づくり財団から、川崎市にワークショップの企画運営が依頼され、1週間ほどで企画を行い、関係局の若手職員によるプロジェクトチームを結成することとなりました。今後の新百合丘のパートナーシップ型まちづくりを進める上での共通の財産にしたいという思いから、各自のアイデアを持ち寄って短期間の間に集中して作業することができました。

小学生とのワークショップ

子供たちに絵を描いてもらい、それを絵タイルにして貼ることがイメージされていましたが、ただ子供に絵を描いてもらえばいいという発想について、景観形成という中で景観としてふさわしいのかどうかという議論がなされました。新百合丘の未来を担う子供たちにまちづくりに参加してもらいたいという思いから生まれたプロジェクトなのだから、子供たちにとっても、ただ絵を描いてそれが貼られるということだけでなく、きちんとした環境デザインのスキルとプロセスを体験してもらう中で勉強しながら結果を出すほうが有意義なのではないか、ということになり、小学生とのワークショップが行われることとなりました。



季節の抜け道

1日目

子供たちに新百合丘のまちの構造を理解してもらうために、「まちの道」、「まちの色」、「まちの緑・広場」の3つをテーマに探検隊を作り、実際にまちを歩いて「まちのルール探し」をしました。チームごとに市の職員がサポートを行い、子供たちの意見を聞き、作業が進められました。その後、どのようなルールが見つかったのかをチームごとにまとめ、発表し、どんなデザインテーマがふさわしいかを話し合いました。



2日目

セミナー、トレーニング、グループワーク、ディスカッションをひとつのパッケージにまとめたデザインゲームを企画しました。セミナーでは環境デザインの作法を学習し、デザイナーが作成したシートに従って、各自が「色」「かたち」「模様」という3つのデザイン要素についてのトレーニングを行いました。次に5つのグループに分かれ、グループごとに実際のデザイン案を作成しました。

また、ゲーム感覚で作業できるように、グループごとにノートパソコンを設置し、市職員スタッフのメンバーがCADで子供たちのイメージスケッチを図面化しました。



3日目

子供たちが考えた案がデザイナーにより実際のデザインにまとめられたものが発表され、名前は子供たちの案により「季節のぬけ道」となりました。



最終日

「新百合丘歩道デザインワークショップ」の完成報告会が行われ、報告会を行うにあたり、事前に一般の方にも来ていただけるよう、広報活動を行い、多くの方が集まりました。



2 夢見ヶ崎動物公園案内サインワークショップ

幸区の地域資源であり、豊かな自然が残る「加瀬山」とそこにある「夢見ヶ崎動物公園」の魅力、区民に発信することで、それらを知ってもらい、地域への愛着を感じてもらうため、地元町内会長及び幸区区民会議の専門部会「子育て・環境・魅力づくり部会」の委員をメンバーとした「夢見ヶ崎案内サイン設置協議会」が組織され、検討を行いました。

そこで、景観担当課としてワークショップの企画を担当し、サインに関する様々なアドバイスをしました。

協議会によるワークショップ



全3回のワークショップで以下の検討を行いました。

- ・夢見ヶ崎案内サイン設置協議会概要説明
- ・サイン設置位置の検討【現地視察】
- ・サイン設置位置の決定
- ・サイン盤面デザインの検討【ワークショップ形式】

ワークショップでは、「サインの色は幸カラーの緑でよい。ただし、緑の濃淡については数種類の見本を見た中で決定する。矢印についても同様の検討を行う。」「ローマ字での表記は必要ではないか。また、文字のサ

イズは可能な範囲で大きくして見えやすくする必要がある。」「それぞれのコースに、地元で呼ばれている坂道の名前などを付けてはどうか。」「サイン下部の動物のシルエットは夢見ヶ崎動物公園に実際の動物にするべき。」などの意見が出ました。このワークショップでは、それぞれのコースの状況説明（解説文）を入れることなどが決定されました。

協議会メンバーの積極的な意欲により、地域において昔から使われている坂道の名称をコース名に入れたり、コース内容を言葉で説明する文章を加えたり、夢見ヶ崎動物園にいる動物のシルエットを用いることにより来園者への謎かけを行う、などのアイデアが生まれ、道を誘導するサインとしてだけでなく、地域市民のオリジナリティを多く取り入れることができました。



現地視察の様子



原寸大模型の比較



案内図最終デザイン

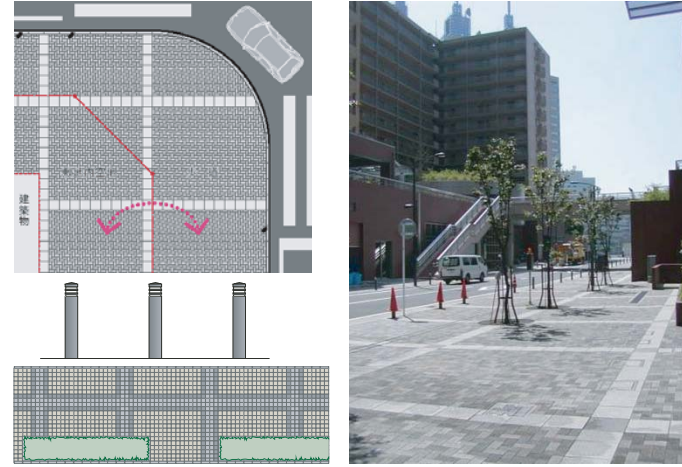


最終的なデザイン案

VI) 個別物件のデザイン調整

1 職員によるデザイン提案

公共施設整備における事業局との調整、民間建築物等のデザインの誘導など、様々な局面で具体的なデザイン案を提示するために、職員によるデザイン案の作成業務を行っています。デザイン提案にあたっては、「シンプルで洗練されたデザイン」を基本方針とし、普遍的なデザインの考え方を課の中で共有化するために、過去に作成したデザイン案をストックしています。また、個々の提案においてはコンピュータ・グラフィックスの利用を原則としています。

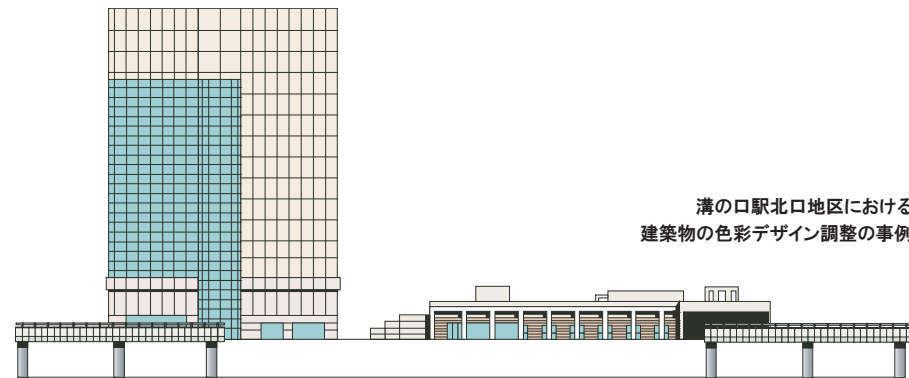
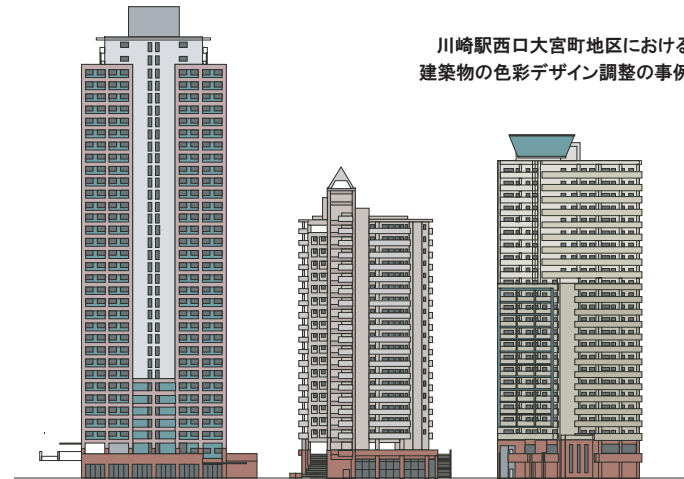


川崎駅西口大宮町地区における建築物の色彩デザイン調整の事例

川崎駅西口大宮町地区における公開空地及び歩道の舗装パターン提案とポラードデザイン提案の事例

川崎駅西口大宮町では、広域なエリア内で近接する敷地を個々の事業者が、異なる時期に事業を行うこととなったため、各事業者から立面図を入手し、事業の初期段階から建築物の色彩や、民地部分の歩道デザインと公共部分の歩道デザイン、また車道と歩道を分けるポラード等の道路構造物について、積極的に関係者に提案し、色彩・デザイン等について調整を行ないました。

また、溝の口駅前における再開発事業や、市営住宅の建替え計画においても、周辺と調和を取りながら、良好な景観が創出できるよう色彩等について、デザイン提案やそれに伴う協議を行なっています。



溝の口駅北口地区における建築物の色彩デザイン調整の事例



市営住宅建替え事業におけるデザイン調整事例



街路のCGシミュレーション

市民に身近なまちづくりに向け、各種の公共事業等についてワークショップを行っています。

ワークショップには市民の方にも参加してもらい、利用者の視点から様々な意見をもらいながら、景観の観点からデザインの提案と調整を行っています。

また、その中でCGを用いたシミュレーションを作成・提案することにより、合意形成のツールとして、またデザインの調整ツールとしても活用しています。



公共サインシステムの提案事例

各種の禁止系サインについては、管理者が多岐に渡り、様々なサインの設置が行われていますが、雑然としないよう、なるべく集約化し、各管理者の負担がそれぞれ軽減出来るよう働きかけをしています。

また、集約化する場合は、全市に展開できるように色彩やデザインの調整も行ないつつ、共通化したピクトグラムも併せて提案をしています。

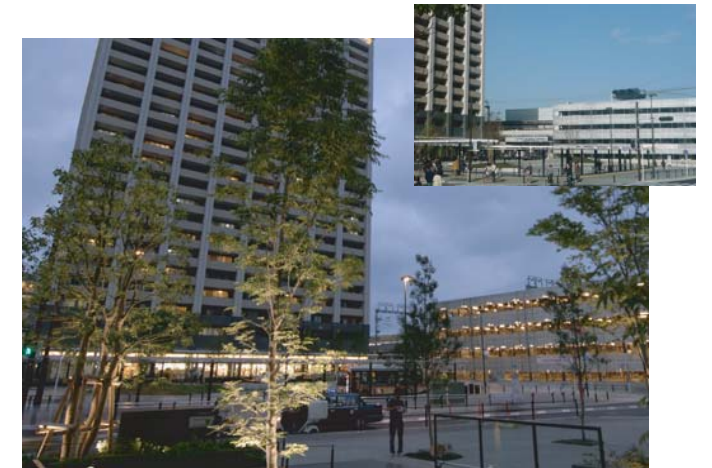
さらに、全市展開する路面表示等についても、機能を損なうことなく、周辺の景観への配慮を行った提案を行っています。

2 個別物件のデザイン調整



小杉新南口周辺の建物のデザイン調整

権利者が異なる隣接する敷地において、建築物のファサードのデザイン調整を行い、公開されている空地に関しても、駅前広場と同様の設えとしています。



夜間照明のデザイン調整

公共駐輪場の照明の色温度 3000K 程度に下げ、暖かみのある夜間景観としました。



ナショナルチェーンとのデザイン調整

都市空間において、大手企業のいわゆるナショナルチェーン店の広告物デザインは周囲に与える影響が大きいものと言えます。企業ごとのコーポレートカラーが定められている場合でも、景観に調和するようなデザインに変更できないかを各企業と調整しています。また、設置に際しても乱雑な印象を与えることが無いよう、統一した設置位置、大きさ等についても調整しています。

IV) 都市景観形成協力者表彰

一定規模以上の建築物についての

デザイン調整と表彰制度

川崎市景観計画や川崎市都市景観形成条例における届出制度を活用し、届出がなされた一定規模以上の建築物等について、デザインの調整を行うとともに、その際、川崎市の都市景観形成施策に積極的に協力していただいた事業者等に対して「都市景観協力者表彰」を行っています。

表彰の対象

- 1 都市景観形成地区又は景観計画区域内における行為の届出の対象となる建築物の建築等又は工作物の建設等に際し、当該地区の景観形成方針・基準における行為の制限に沿ってデザイン調整に協力したものの
- 2 臨海部における建築物の建築等又は工作物の建設等に際し、臨海部色彩デザインガイドラインに沿ってデザイン調整に協力したものの
- 3 その他、本市の都市景観形成に対し、理解を寄せ協力したものの

年度	企業・団体名	年度	企業・団体名
7年度	旭化成工業株	17年度	新日本石油化学株
	東京電力株		なかはら20年構想委員会
	日本セメント株		日本電気株
7年度 (2回目)	三菱石油株	18年度	味の素株
	東芝ケミカル株		大山街道景観形成協議会
日本石油株	キャノン株		
8年度	大同特殊鋼株	19年度	東芝不動産株・三井不動産株
	東洋埠頭株		日本セオン株
東日本旅客鉄道株	三菱ふそうトラック・バス株		
9年度	昭和電工株	20年度	井田みずぎ地区まちづくり協議会
	東京ガス株		キャノンアルパ株
川崎市景観協議会	株式会社コスモス・株式会社エンタープライズ		
10年度	たちばな通景観形成協議会	21年度	学校法人東成学園(昭和音楽大学)
	川崎宇部生コンクリート株		ニヶ領用水宿河原庭を愛する会
キャノン株	川崎天然ガス発電株		
11年度	(財)川崎新都心街づくり財団	22年度	新百合山手景観形成協議会
	味の素株		学校法人 聖マリアナ医科大学
柳よみうりランド	向ヶ丘遊園駅前地区		
12年度	柳リョーサン	23年度	三井不動産株・三井不動産レジデンシャル株・三井都市開発株・新日石不動産株
	新百合丘駅周辺景観形成協議会		伊藤忠都市開発株・東京建物株
学校法人洗足学園	オリックス不動産株・柳ハウスパートナーズ		
13年度	日本電気株	24年度	鹿島建設(株)
	富士電機株		大山街道景観形成協議会二子部会
さざ沼商店街	野村不動産アーバンネット第一交通産業(株)		
医療法人明徳会 総合新川橋病院	住友不動産株式会社		
トキコ株	25年度	野村不動産株式会社・株式会社長谷工コーポレーション	
川崎化成工業株		プレーン通り景観形成協議会	
日本通運株		鈴木秀智・岩崎 明子・村田 裕志	
14年度	柳エス・ティ・ティ・ドコモ	26年度	中島 豪一・株式会社ティ・エム・エス
	NECインフロンティア株		
東亜石油株			
柳テック エンタテイメント			
柳東京三菱銀行			
15年度	川崎駅北口地区第3西街区市街地再開発組合		
	川崎ゼロ・エミッション工業団地協同組合		
信明商事株			
16年度	日本物流センター株		
	柳ペトリバス		
コナミススポーツ株			
サントリー株			
柳ダイショウ・ティーディー・エー			
柳日本アクセス			
日本油脂株			



新日本石油化学



ラチッタデラ



ラゾーナ川崎プラザ



日本セメント(ソラ)



向ヶ丘遊園駅前地区



パークシティ武蔵小杉



JR東日本川崎発電所



ザ・コスギタワー

V) 色彩デザイン提案

臨海部色彩ガイドラインに基づき色彩デザインを行うおとする企業や、景観施策に沿ったデザインを行うおとする企業、公共施設等に対して、色彩デザイン提案を行っています。

1 大師小学校

市立大師小学校の増築校舎(下図)について、川崎大師のイメージを継承した和風のデザインを取り入れた2つの案を提案しました。



川崎大師本堂に用いられた伝統的な寺社建築の配色を継承した案です。川崎大師にも用いられている弁柄色を柱等に用いて全体を引き締めるアクセントとするとともに、落ち着いた中にもメリハリが感じられる外観となるように工夫しています。



いよしの瓦の色、漆塗りの色、柱や欄干の茶色で構成される川崎大師本堂



タイルの色彩を素木の茶色に見立て、木造建築に見られる暖色系・低彩度色の組み合わせでまとめた案です。川崎大師のイメージ強化のため、アクセントとして庇などに赤色を用いています。3色配色をベースに、細い庇を引き立たせ全体の印象を強める深緑を配しています。

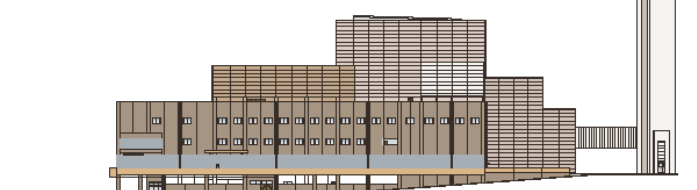


伝統的な民家・商家に見られる素木の暖色と庇の赤色の組み合わせ

2 リサイクルパークあさお

リサイクルパークあさおの建設に伴い、色彩デザインを提案しました。色彩デザインは3案作成し、市民アンケートによって、最終案を決定しました。

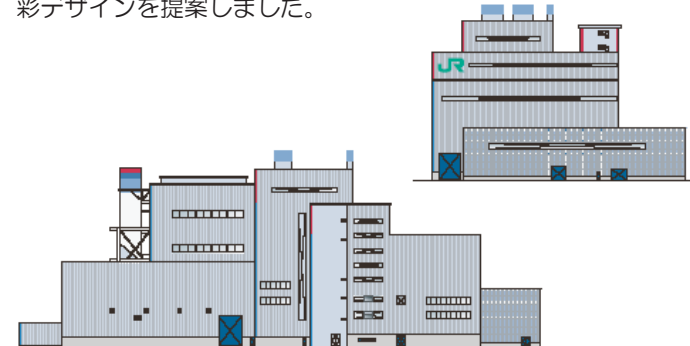
建築物の外装色として、周囲の斜面地とも同化・融和しやすい10YR系の色相を基調とした配色案としています。落ち着いた中にも変化を感じさせ、大規模建築物のスケール感を軽減するように配慮しています。



年度	提案件数
平成8年度(1996)	18件
平成9年度(1997)	18件
平成10年度(1998)	10件
平成11年度(1999)	10件
平成12年度(2000)	10件
平成13年度(2001)	5件
平成14年度(2002)	5件
平成15年度(2003)	3件
平成16年度(2004)	3件
平成17年度(2005)	3件
平成18年度(2006)	3件
平成19年度(2007)	3件
平成20年度(2008)	4件
平成21年度(2009)	4件
平成22年度(2010)	4件

3 JR東日本川崎発電所

JR 東日本川崎発電所の複数の施設の建設、改修に伴い、色彩デザインを提案しました。



4 市営住宅(南加瀬第3住宅)

市営住宅団地の改修を行うにあたり、現況のオーソドックスなベージュ系の色彩を基調とし、中層階と低層階を分節化し、周辺の街なみと調和する提案を行いました。

建築物の色彩として最も出現頻度が高く、オーソドックスな印象の色相、配色がやや単調に感じられるため、北側の階段室に中彩度色を用い、外観の柔らかいアクセントとしています。

